横浜市生活困窮者自立支援制度
業務推進指針

令和８年３月版

はじめに

平成 27 年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、社会保険・労働保険制度と生活保護制度の間に位置する支制度として、生活困窮者への包括的な支援が制度化されました。

その後、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入減少や雇用喪失などに直面する人々が急増し、生活困窮者自立支援制度は、相談支援や住居確保給付金の支給などを通じて、生活の維持と再建に向けた重要な役割を果たしてきました。

制度施行から 10 年あまりが経過し、物価高騰や雇用の不安定化、地域社会との関係性の希薄化など、社会経済環境の変化が続く中で、生活困窮に至るリスクの高い人々が増加しています。こうした状況に対応するためには、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が、ますます重要となっています。

横浜市においても、制度の浸透に伴い、就労支援や家計改善支援の申込者数は増加傾向にあります。さらに、社会全体の高齢化に伴い、これまで潜在化していた中高年のひきこもり状態にある方々への支援ニーズも顕在化しています。

令和6年度には、生活困窮者自立支援法が一部改正され、住居確保給付金の転居費用補助が創設されました（令和7年4月施行）。また、住居に課題を抱える方々に対して、入居前から入居後まで切れ目のない相談支援が行われるよう、自立相談支援事業において「居住の支援」が明確に位置づけられました。

さらに生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携を強化し、切れ目のない支援を実現することが求められています。また、地域福祉、教育、障害福祉、年金制度などとの連携も進められ、制度にかかる期待も大きくなっています。

本指針は、生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の最新動向や横浜市におけるこれまでの取組を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的とします。

第1章　指針策定の趣旨

1　業務推進指針策定の背景と趣旨

生活困窮者自立支援制度（以下「本制度」という。）は生活困窮者自立支援法（以下「本法」という。）を根拠として、生活困窮者に対する包括的な相談・支援を実施するものであり、平成 30 年の改正（平成 30 年 10 月1日施行）により、本法第2条で「生活困窮者の尊厳の保持」、「生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」及び「地域における関係機関等との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）」が基本理念として規定されています。

本法第3条において「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、失業等を背景とする経済的困窮だけでなく、病気や地域社会からの孤立の視点も含め、幅広い方々を支援の対象としています。そうした、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じた支援を行うため、「包括的」かつ「早期に」支援を行うことが基本理念として明示されました。

さらに、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、包括的な支援を行っていくためには、地域における様々な分野の社会資源との連携が必要であり、公的部門のみで対応できない場合にはインフォーマルな支援や地域住民の力も含め、関係機関・民間団体との緊密な連携を図り、地域の実情に応じて最適な支援体制を整備する必要があります。

本市においても、制度発足以来、支援実績を積み重ねるとともに、年度ごとに運営状況を振り返り、各区の取組事例や市全体としての施策展開の方向性を共有してきました。とりわけ、第4期横浜市地域福祉保健計画（2019～2023）の策定を契機に、生活困窮者自立支援方策の推進方向を明確に示し、生活困窮者支援に直接携わる職員のみならず、庁内関係部署や地域の多様な主体と制度の趣旨を共有しながら、地域の実情に応じた効果的な支援体制の構築を目指してきました。

こうした経緯を踏まえ、これまでの支援実施状況から明らかになった課題への対応、本制度の基本理念を明確化した改正法の施行、そして横浜市地域福祉保健計画との一体的な推進を受け、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」（以下「本指針」という。）を平成 31 年3月末に策定しました。

2　横浜市における取組の経過

本法に基づく事業等のうち、「自立相談支援事業」と「住居確保給付金（家賃補助・転居費用補助）」は福祉事務所設置自治体が必ず実施する必須事業とされています。

このほかに、「就労準備支援事業」、「居住支援事業（シェルター事業・地域居住支援事業）」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」については任意事業として、地域の実情に応じて必要な支援を提供できることとされています。

さらに、社会福祉法人やNPO法人、企業等が自らの事業として就労に向けた訓練の機

会を提供する「就労訓練事業」の適切な実施を確保するための認定制度があります。

本市では、制度の本格実施前のモデル事業時の実施状況を踏まえ、庁内プロジェクト（以下「全庁プロジェクト会議」という。）を立ち上げ議論を重ねた結果、各区役所に相談窓口を設け、必須事業については直営で、任意事業については委託を基本として全ての事業を実施することとしました。本市の豊富な相談支援・就労支援のノウハウを活かした直営での自立相談支援事業を核として、官民協働による制度運営に取り組んでいます。

また、生活保護と生活困窮者自立支援の一体性、継続性を確保するため、平成 27 年4月に課の名称を区・局ともに保護課から生活支援課に変更し、①法の趣旨・制度の普及啓発、②既存のネットワークや支援の仕組みとの連携強化、③庁内外の連携を最大限活用した支援の実践、と段階的に支援を展開してきました。

＜自立相談支援事業を直営で実施することにより期待される効果＞

・市民に身近な区役所での相談支援による、相談者のワンストップ性の向上
・生活保護制度等の関連制度との一体的な運用による切れ目のない支援
・本市社会福祉職が蓄積してきた相談支援・就労支援のノウハウの活用
・18 区役所に設置されたジョブスポットの効果的な活用
・税、国民健康保険料の納付相談窓口等との円滑な庁内連携による対象者の早期把握

＜区生活支援課における支援体制と主な役割＞

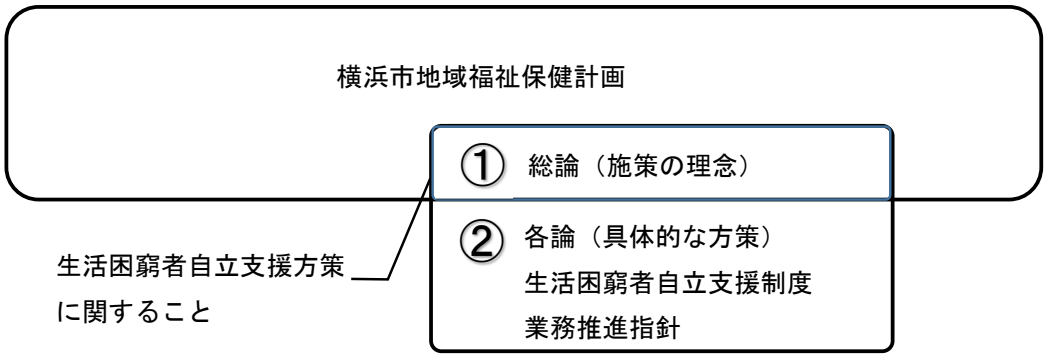
職種	主な役割
課長	○ 生活保護と生活困窮者の相談、支援の一体的な運用のための庁内外での課内調整、その他庁内外での各種調整
係長	○ 日常業務のスーパーバイズ ○ 他課、他機関との連携が円滑に進むよう調整、確認し、地域・関係機関との連携、ネットワーク構築の推進
主任相談支援員（社会福祉職）	○ 多様な相談のインテーク、アセスメント ○ 自立相談支援員が行う個別支援のコーディネートや助言（アセスメントの協議、面接同席、同行訪問等） ○ 統計集計、実績管理 ○ 庁内外、関係機関との連携、チームで支援を行うためのコーディネート
自立相談支援員（以下支援員）	○ 本人の自立に向けたアセスメントと個別支援 ○ 社福、係長等課内や庁内各課、関係機関等とのチームでの個別支援を通した地域への働きかけ ※就労支援員を兼務。

3 横浜市地域福祉保健計画と業務推進指針の関係

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」(平成 26 年3月 27 日社援発 0327 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知)以下「通知」という。)において、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」(※)が定められています。

本市においては、第5期横浜市地域福祉保健計画の「3つの目指す姿」の中で、本制度で求められる「支援を必要とする人の早期把握」「見守りのためのネットワーク構築」「“支える・支えられる”ではない“相互に支え合う地域”の構築」などの考え方が盛り込まれています。

一方で、横浜市地域福祉保健計画は本市の地域福祉保健に関する基本理念と方向性を提示し、区地域福祉保健計画の推進を支援するものであることから、本法に基づく個別の取組事項等については、計画の性質上なじまないため、別に本指針において示すこととしました。



(※)通知により定められた事項	業務推進指針における位置づけ	第5期横浜市地域福祉保健計画における位置づけ
1 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項	第1章	2 計画の位置づけ (2)主な福祉保健の分野別計画との関係
2 生活困窮者の把握等に関する事項	第2・5・6章	資料編
3 生活困窮者の自立支援に関する事項	―	―
(1) 生活困窮者への各種支援の実施について	第4章	1 身近な地域で支えあう仕組みづくり (4)生活困窮者支援を通じた地域づくり
(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	第5～6章	
4 その他の留意事項等(人材育成、新たな社会資源の創出等)	第3～6章	

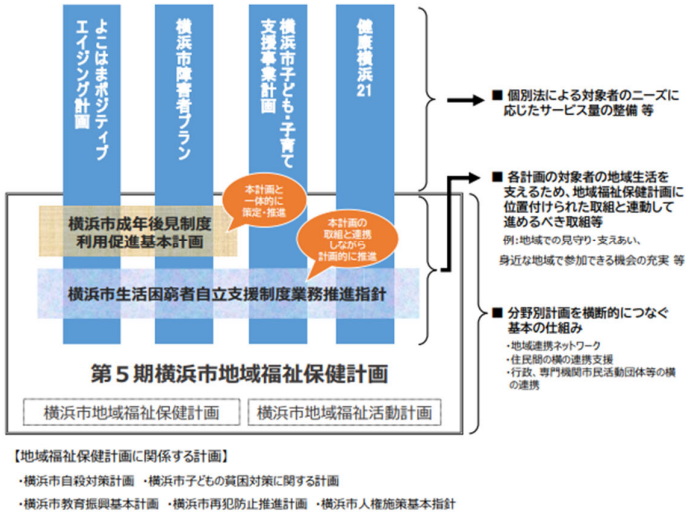
【参考】第5期横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）

住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

第5期市計画では、目指す姿を「認めあい」「つながり」「ともに」の3つのキーワードのもとに整理し、取組を進めていきます。

「認めあい」･･･ お互いに尊重し、 安心して自分らしく 暮らせる地域
「つながり」･･･ 気にかけあい、 支えあい、健やかに 暮らせる地域
「ともに」･･･ 助けが必要な人も、 手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



【地域福祉保健計画に関係する計画】
・横浜市自殺対策計画 ・横浜市子どもの貧困対策に関する計画
・横浜市教育振興基本計画 ・横浜市再犯防止推進計画 ・横浜市人権施策基本指針



横浜市地域福祉保健計画
キャラクター ちふくちゃん

4 国の動向（地域共生社会の実現に向けた動きについて）

日本では単身世帯の増加や雇用の不安定化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。こうした変化により、家族の支えや安定雇用を前提とした従来の社会保障制度では想定しにくい、個別分野では対応しきれない複合的な生活課題を抱える人や世帯が増えています。

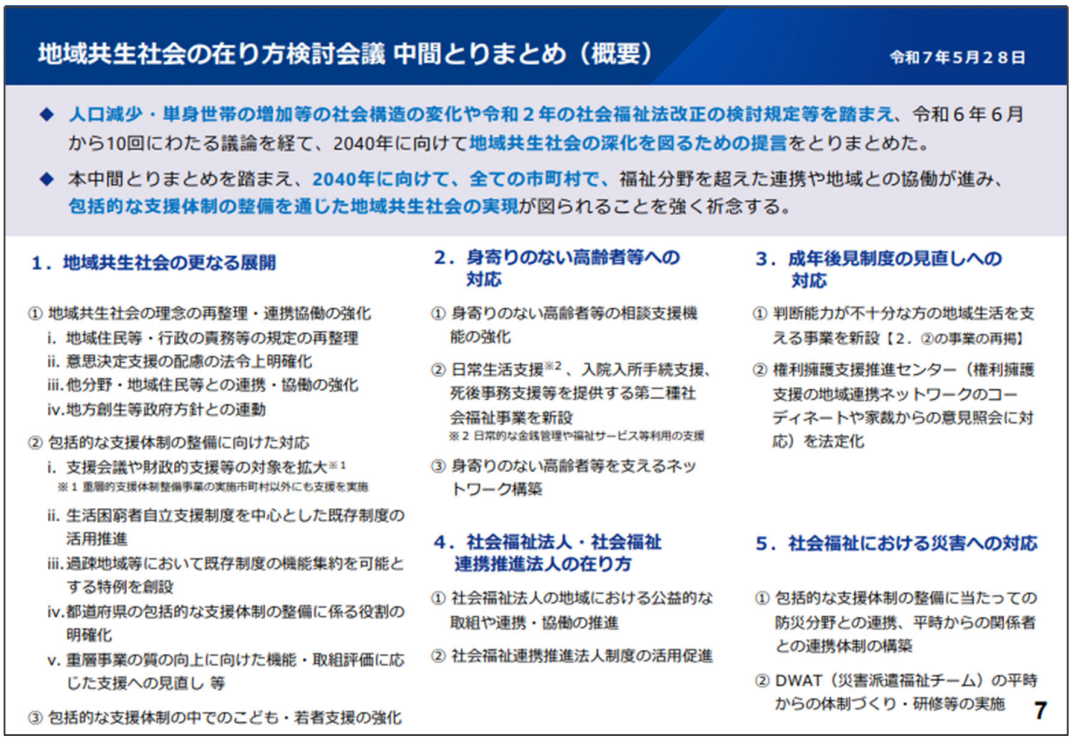
そういったことから、国では、多様化・複合化する生活課題に対応するため、地域共生社会の実現に向けた制度改革を進めています。

令和７年５月に公表された「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめでは、生活困窮者自立支援制度を包括的支援体制の中心的な役割として位置づけ、相談支援の一体的な実施と地域づくり機能の強化を図る方向性が示されています。

中間とりまとめでは、分野ごとに分断された既存制度では複合・複雑化した課題に十分対応できないことが指摘されており、このため、生活困窮者自立支援制度を軸に、介護、障害、子ども、地域づくりなどの関係分野との連携を強化し、断らない相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に推進する包括的支援体制の構築が提唱されています。

これらの国の動向は、生活困窮者自立支援制度が担うべき役割が、従来の個別支援にとどまらず、地域における複合課題の受け皿となる包括相談機能の強化、地域全体の支え合い基盤の形成、多機関連携による伴走支援の中核として発展していることを示しています。

今後、自治体においては、中間とりまとめの方向性を踏まえ、相談支援の強化、参加支援の拡充、地域づくり支援の推進の三つを柱とした体制整備が求められています。



地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和７年５月２８日

◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和２年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和６年６月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。

◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1．地域共生社会の更なる展開

① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
- ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
- iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
- iv. 地方創生等政府方針との連動

② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
- i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
- ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
- iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
- iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
- v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等

③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2．身寄りのない高齢者等への対応

① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化

② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4．社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進

② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3．成年後見制度の見直しへの対応

① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2．②の事業の再掲】

② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5．社会福祉における災害への対応

① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築

② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

7

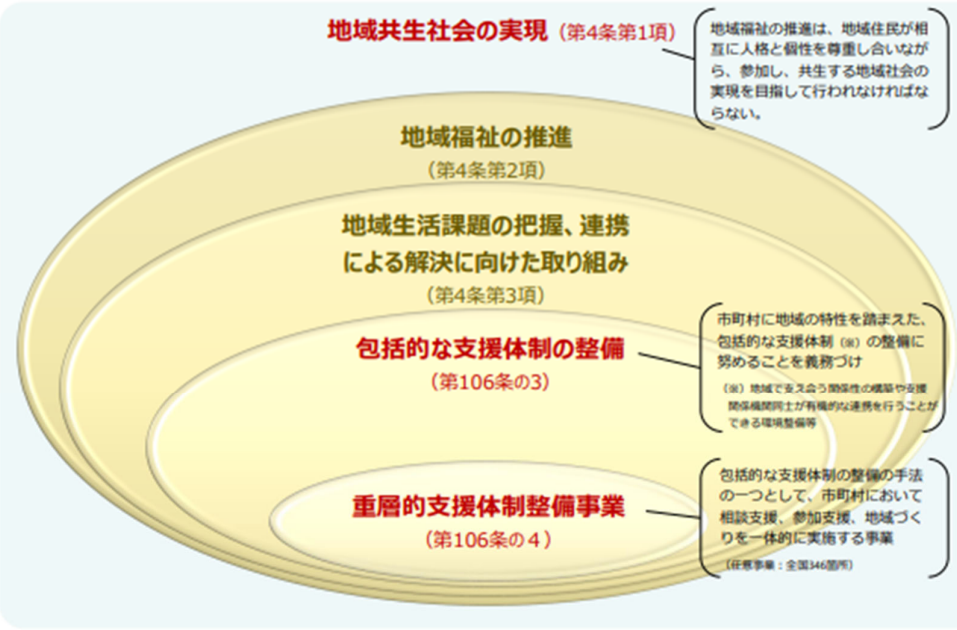


地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の２つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。

29

地域共生社会の実現に向けた取組
（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）



30

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の３）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 （※）社会福祉法第106条の３柱書の規定
 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

≪イメージ図≫



≪現行条文との関係≫

○106条の３第１項第３号

三　生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

○106条の３第１項第２号後段

二　地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

○106条の３第１項第１号・２号前段

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

（注１）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）　**支援関係機関**：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）
（注２）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

31

（出典：令和7年度　全国厚生労働関係部局長会議資料）

5 本指針の構成

本指針の構成は前述の「通知((※)4ページ参照)」に基づき、生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項を参考に構成しています。

第1章から第3章では、本市における本制度の推進に向けた基本的な考え方を示し、第4章から第6章では、基本的な考え方に基づく具体的な取組を中心に、今後の方向性を示しています。

第1章 指針策定の趣旨

生活困窮者自立支援方策の位置づけと、国の動向や地域福祉施策との連携に関する事項を記載しています。

第2章 横浜市における生活困窮者を取り巻く状況

生活困窮者の把握などに関する資料を掲載しています。

第3章 生活困窮者自立支援制度が目指す目標の実現に向けた視点

本制度が目指す目標と、目標実現に向けた視点、取組を進めるうえでの考え方及び横浜市地域福祉保健計画との関連性について記載しています。

第4章 包括的な相談支援の充実

本制度に基づく各種事業の概要や事業実施における基本的な考え方を記載しています。

第5章 支援のためのチームづくり

関係機関や他制度、多様な主体による支援との連携に関する取組について説明します。

第6章 お互いに支え合える地域づくり

生活困窮者支援を通じた地域づくりに向けた基本的な考え方と具体的な取組を説明します。

第2章　横浜市における生活困窮者を取り巻く状況

本制度による支援を適切に実施する前提として、何らかの課題があり支援の対象となる可能性のある人の実態を把握するため、生活困窮者支援に関連する統計資料等を紹介します。

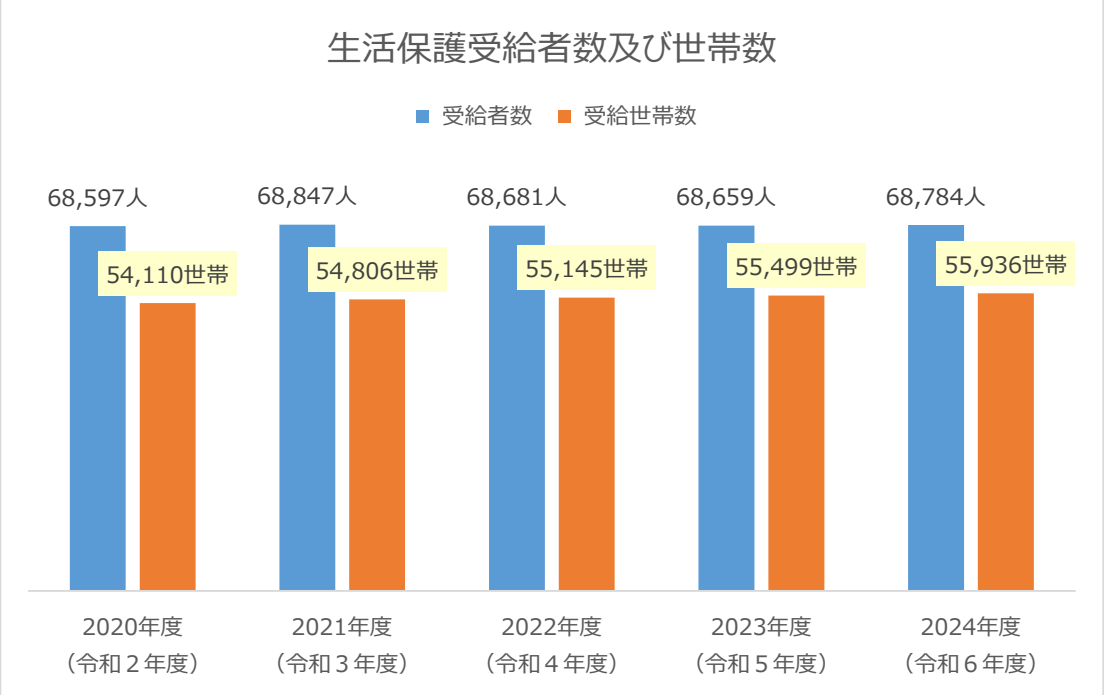
1　生活保護

(1)　生活保護受給者数等

過去5年間の動向を見ると、生活保護受給者数については、ほぼ横ばいですが、受給世帯数は微増となっており、受給世帯数における世帯構成員の減少が考えられます。

	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
人口	3,753,771	3,776,146	3,768,363	3,768,664	3,767,635
受給者数	68,597	68,847	68,681	68,659	68,784
受給世帯数	54,110	54,806	55,145	55,499	55,936
保護率（人員）	1.83%	1.82%	1.82%	1.82%	1.83%

（出典：横浜市生活保護統計月報　各年度4月分）



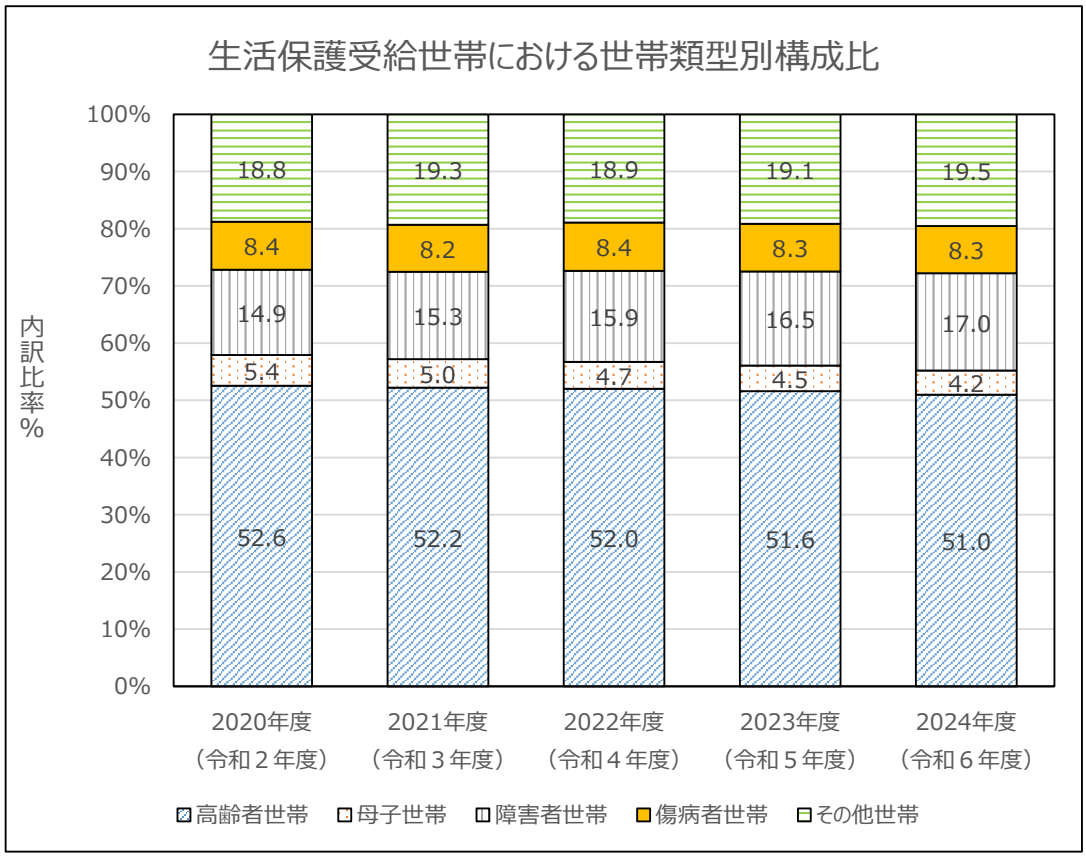
（出典：横浜市生活保護統計月報　各年度4月分）

（2） 生活保護受給世帯数(内訳別)

高齢者世帯が過半数を占めており、障害者世帯及びその他世帯が増加傾向にあります。

	2020年度 （令和２年度）	2021年度 （令和３年度）	2022年度 （令和４年度）	2023年度 （令和５年度）	2024年度 （令和６年度）
高齢者世帯	28,388	28,566	28,644	28,581	28,479
母子世帯	2,901	2,728	2,574	2,480	2,360
障害者世帯	8,051	8,356	8,766	9,113	9,490
傷病者世帯	4,516	4,500	4,650	4,609	4,622
その他世帯	10,150	10,559	10,416	10,599	10,899
合計	54,006	54,709	55,050	55,382	55,850

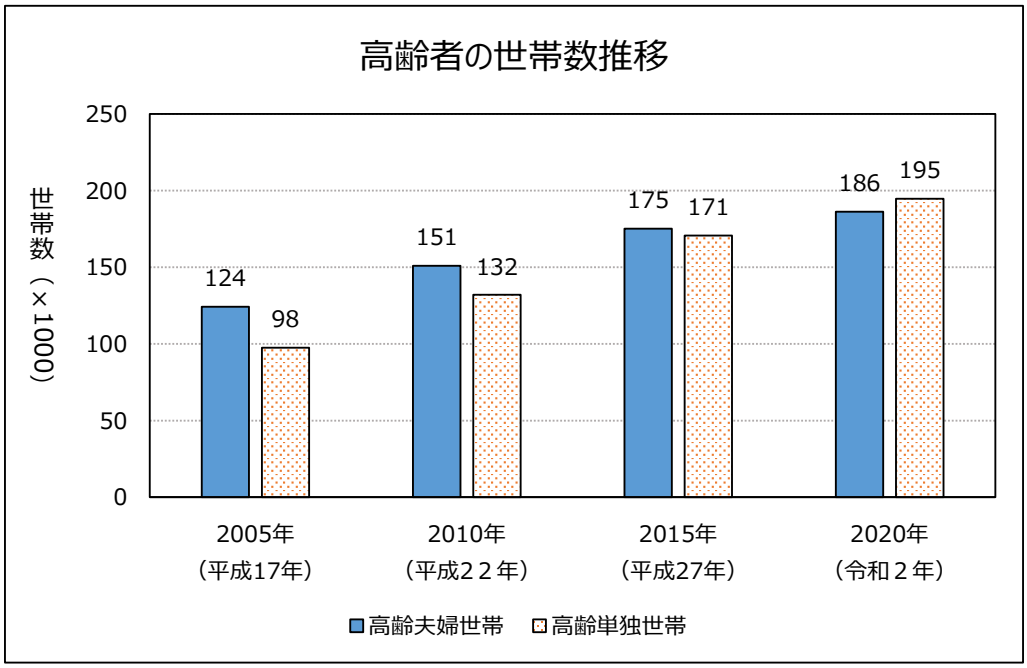
（出典：横浜市生活保護統計月報(停止世帯を除く）



（出典：横浜市生活保護統計月報(停止世帯を除く）

2　高齢者の世帯数(高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移)

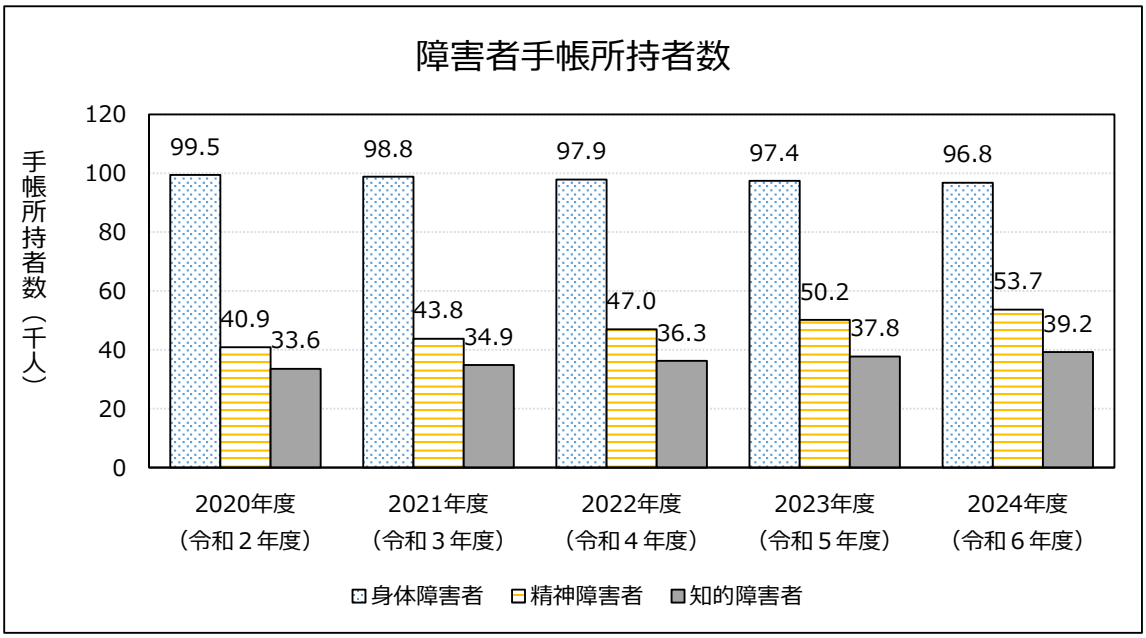
高齢夫婦世帯(夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)、高齢単独世帯ともに増加が続いています。



(出典:国勢調査(総務省))

3　障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、やや減少傾向ですが、一方、精神障害者と知的障害者はともに増加しています。

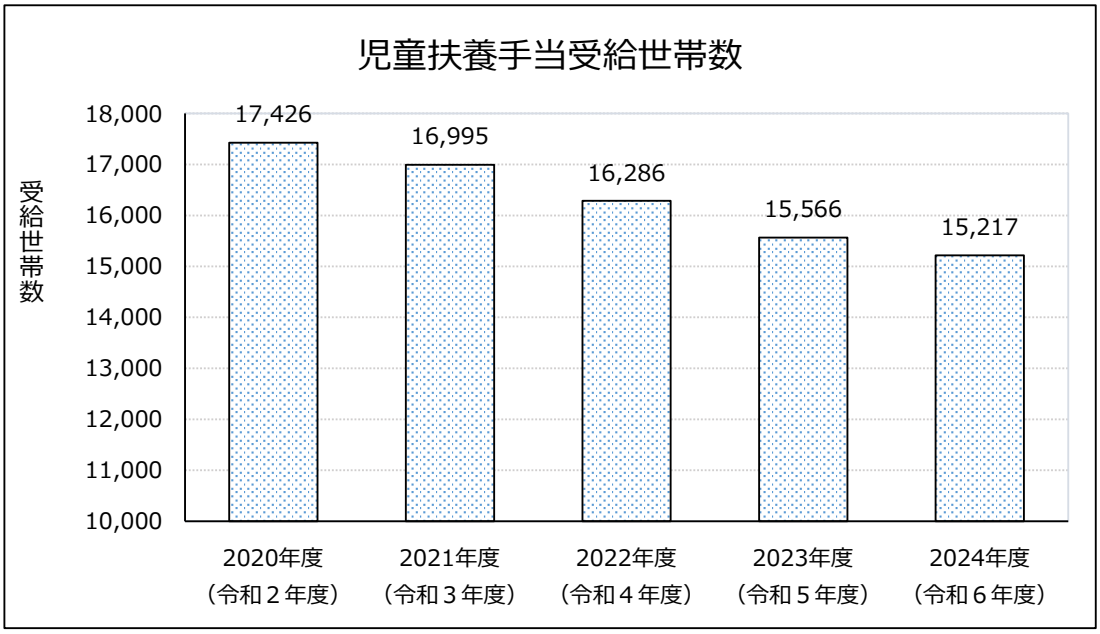


(出典:横浜市統計書)

4　児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当受給世帯数は減少しています。

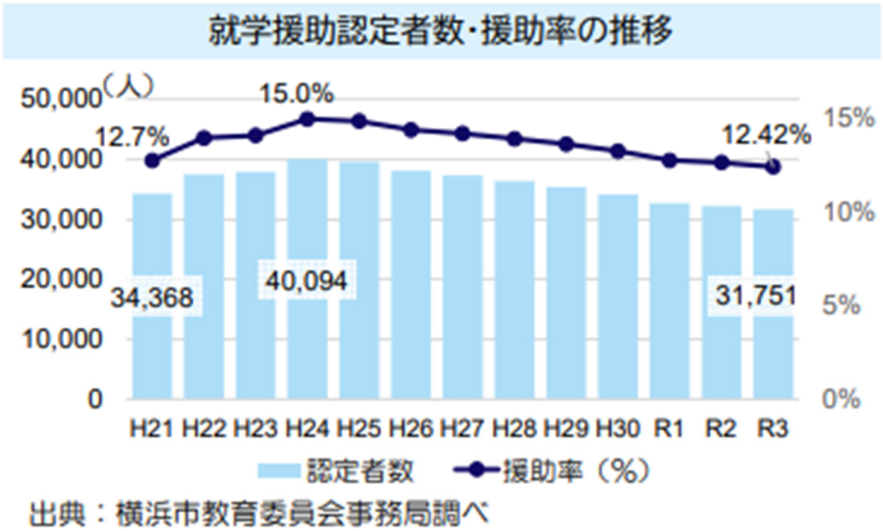
※児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。



（出典：横浜市統計書）

5　就学援助を受けている子ども

就学援助は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 19 条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。

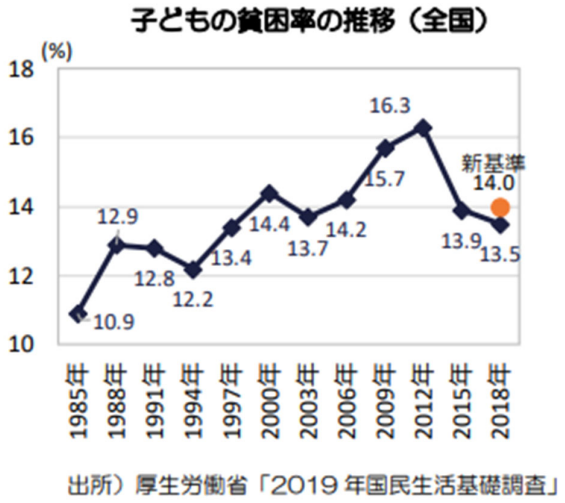


（出典：第4期横浜市教育振興基本計画）

6　子どもの貧困率

子どもの貧困に関する指標の1つとして、新大綱においても設定されている子どもの貧困率は、OECD の基準に基づき、17 歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得１が、貧困線２に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成 30（2018）年の全国の子どもの貧困率は 13.5%（新基準３においては 14.0%）となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。



出所）厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」

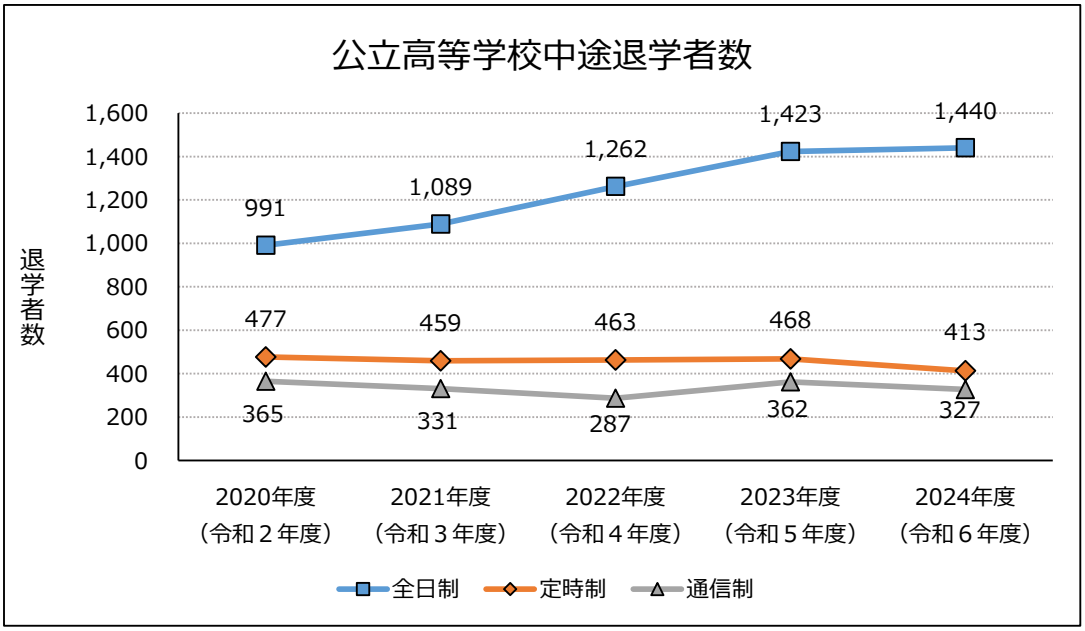
（出典：第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画）

7 高等学校中途退学者

神奈川県の公立高等学校における中途退学者数については、2020 年度から増加傾向にありましたが、2024 年度は 2,180 人となっており、前年度と比較して、全日制、定時制及び通信制はいずれも減少しています。

	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
中途退学者数	1,833	1,879	2,012	2,253	2,180
全日制	991	1,089	1,262	1,423	1,440
（中途退学率）	（0.79%）	（0.89%）	（1.06%）	（1.20%）	（1.22%）
定時制	477	459	463	468	413
（中途退学率）	（8.31%）	（8.89%）	（9.69%）	（10.4%）	（9.16%）
通信制	365	331	287	362	327
（中途退学率）	（9.81%）	（9.11%）	（7.82%）	（9.48%）	（7.65%）

（※） 中途退学率は各年4月1日現在の在籍者数に占める中途退学者数の割合



（出典：神奈川県児童・生徒の問題行動調査結果）

本市における生活保護受給世帯の子どもの高等学校等の中途退学者数については、下表のとおりです。

	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
在籍者数	1,526人	1,351人	1,347人
中途退学者数	79人	47人	47人
中途退学率	5.1%	3.5%	3.5%

（出典：横浜市健康福祉局生活支援課年度末報告）

8 ひきこもり状態にある方の推計人数

2022 年度に実施した調査では「ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続し、かつ、身体 的な病気・障害等をその理由としない者」をひきこもり群と定義しました。ひきこもり群の出現 率は、若年で 1.36%(1,102 件中 15 件)、中高年で 1.53%(1,435 件中 22 件)でした。2022 年 1月1日現在の横浜市の各年齢層における推計人口を乗じたひきこもり状態にある者の推計人数 は、若年では約 13,000 人、中高年では約 20,000 人です。

	15~39歳(若年)				40~64歳(中高年)		
	横浜市			内閣府	横浜市		内閣府
調査実施年度	2012年度	2017年度	2022年度	2015年度	2017年度	2022年度	2018年度
標本サイズ	3,000 件	3,000 件	3,000 件	5,000 件	3,000 件	3,000 件	5,000 件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%	62.3%	44.2%	47.8%	65.0%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%	1.57%	0.90%	1.53%	1.45%
対象年齢の推計人口	約 1,136 千人	約 1,046 千人	約 983 千人	約 3,445 万人	約 1,311 千人	約1,330 千人	約 4,235 万人
ひきこもり状態にある者の推計人数	約 8,000 人	約 15,000 人	約 13,000 人	約 54.1 万人	約 12,000 人	約 20,000 人	約 61.3 万人

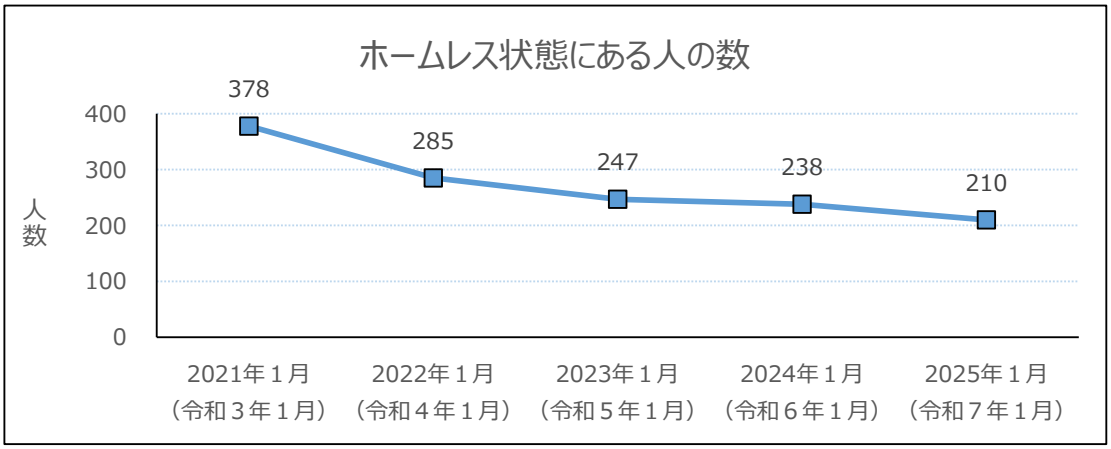
注1) 横浜市 2022 年度調査におけるひきこもり群の定義は、横浜市過年度調査、内閣府 2015 年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要です。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられます。

注2) 横浜市 2022 年度調査の定義は、内閣府 2018 年度調査の定義に概ね沿っているが、設問の選択肢等が一部異なっている点に留意が必要です。

(出典:「横浜市子ども・若者実態調査」「市民生活実態調査」(2023 年1月)

9 住居のない生活困窮者の状況(ホームレス状態にある人の数)

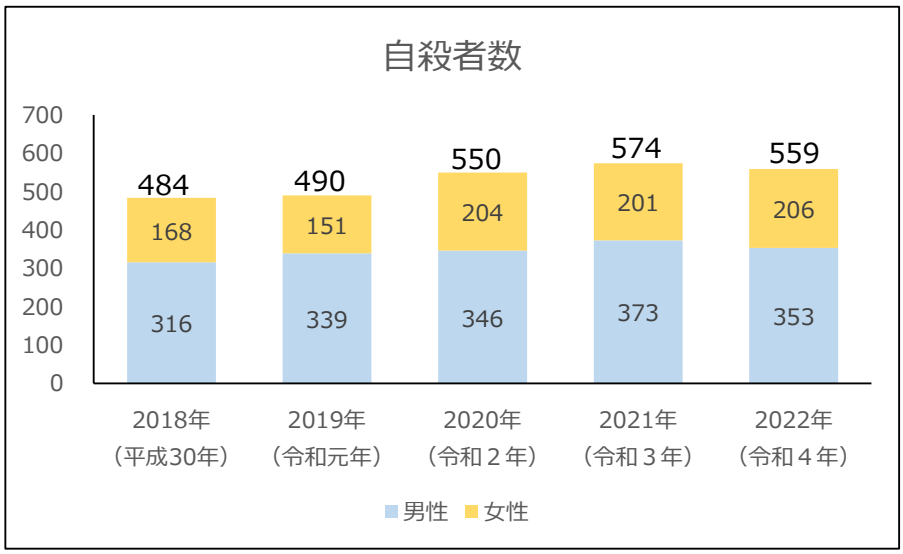
「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条」では、「ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義されています。ホームレス状態にある人の数は減少傾向にありますが、全国的には、ホームレスの高齢化、路上生活期間の長期化が課題となっており、本市においても同様の傾向が見られます。なお、本法(生活困窮者自立支援法)では、上記に定義される「ホームレス」の他、終夜営業店舗等で寝泊まりをしている生活困窮者や広く居住の不安を抱えている層も「住居のない生活困窮者」として支援の対象としています。しかし、このような方の実態は把握できていません。



(出典:ホームレスの実態に関する全国調査)

10　自殺者数

2022 年における女性の自殺者数は206人と、近年最も少なかった令和元年の151人と比較して55人（36%）増加しています。また、男性の自殺者数においても、令和4年は353人と、近年最も少なかった平成30年の316人と比較して37人（12%）増加しています。



（出典：人口動態統計）

自殺の原因・動機（複数回答）に関しては、「健康問題」が最も多く、次いで、「家庭問題」、「経済・生活問題」の順となっています。（令和4年分）

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不　詳
人 数	103 人	225 人	89 人	68 人	13 人	8 人	27 人	206 人

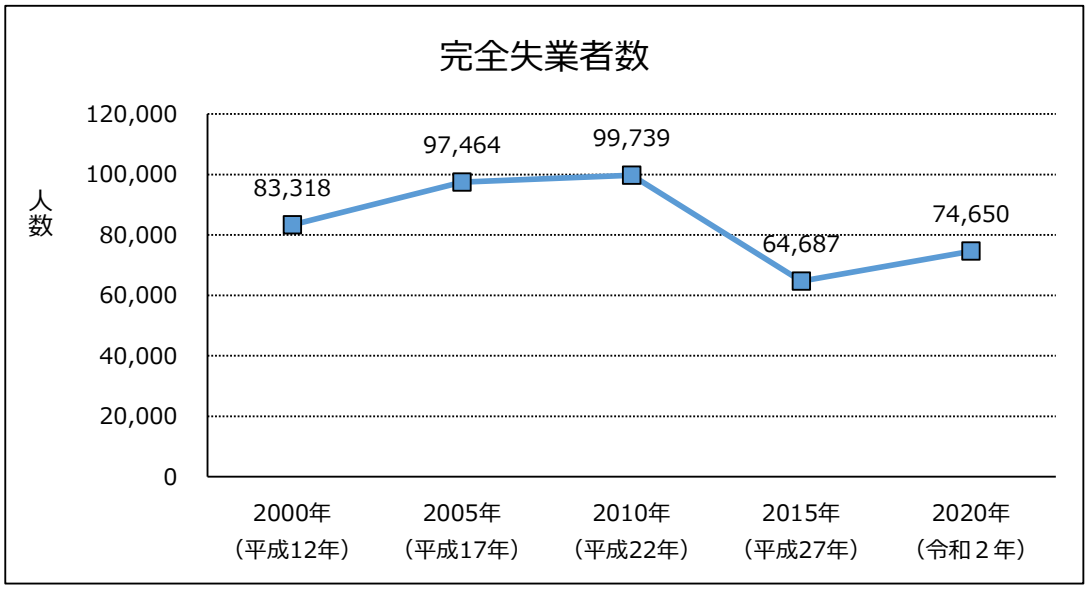
（出典：自殺統計）

※一つの事案が複数の原因・動機に該当する場合は、それぞれの原因・動機に計上しています。

なお、「自殺統計」は横浜市内で発見された自殺者数の統計であるため、住所地を基にしている「人口動態統計」の数とは一致していません。

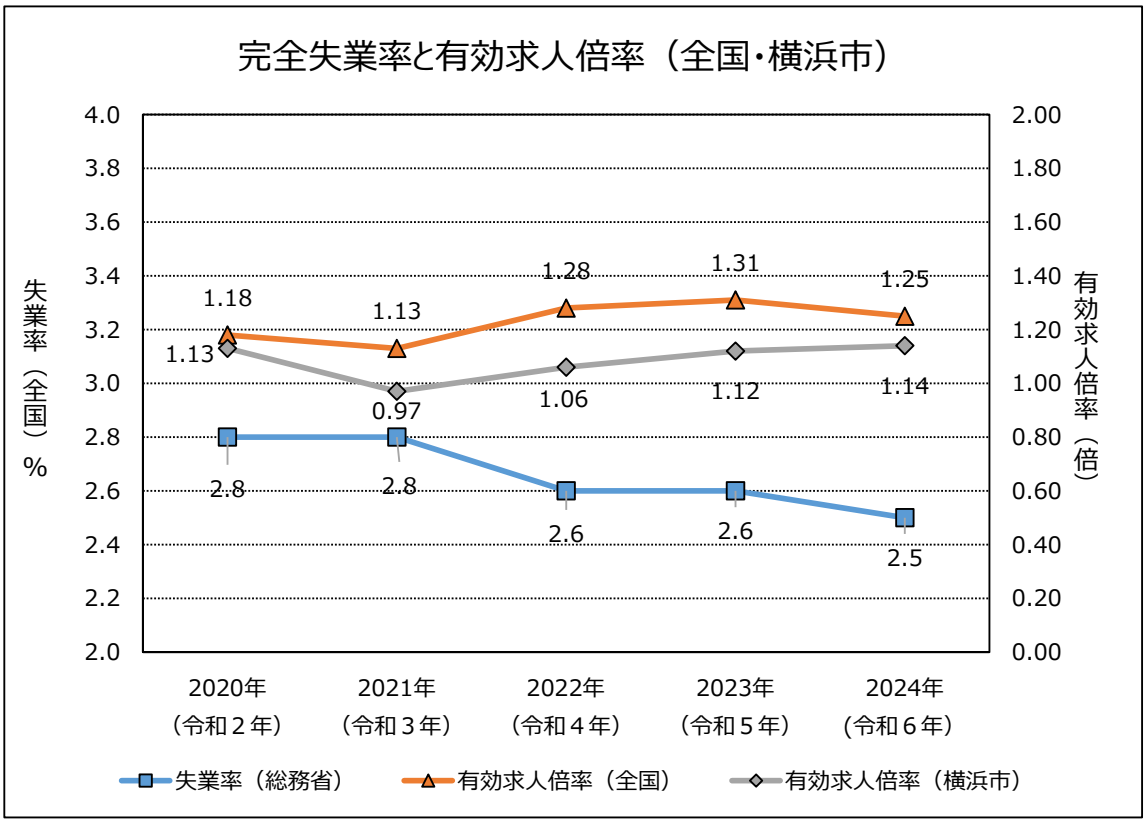
11　失業者数

2020 年国勢調査における横浜市の完全失業者数は 74,650 人となっており、前回調査（2015 年時点）からも僅かながら増加しています。



（出典：国勢調査　就業状態等基本集計）

横浜市の有効求人倍率の直近の推移をみると、2021 年から上昇に転じています。



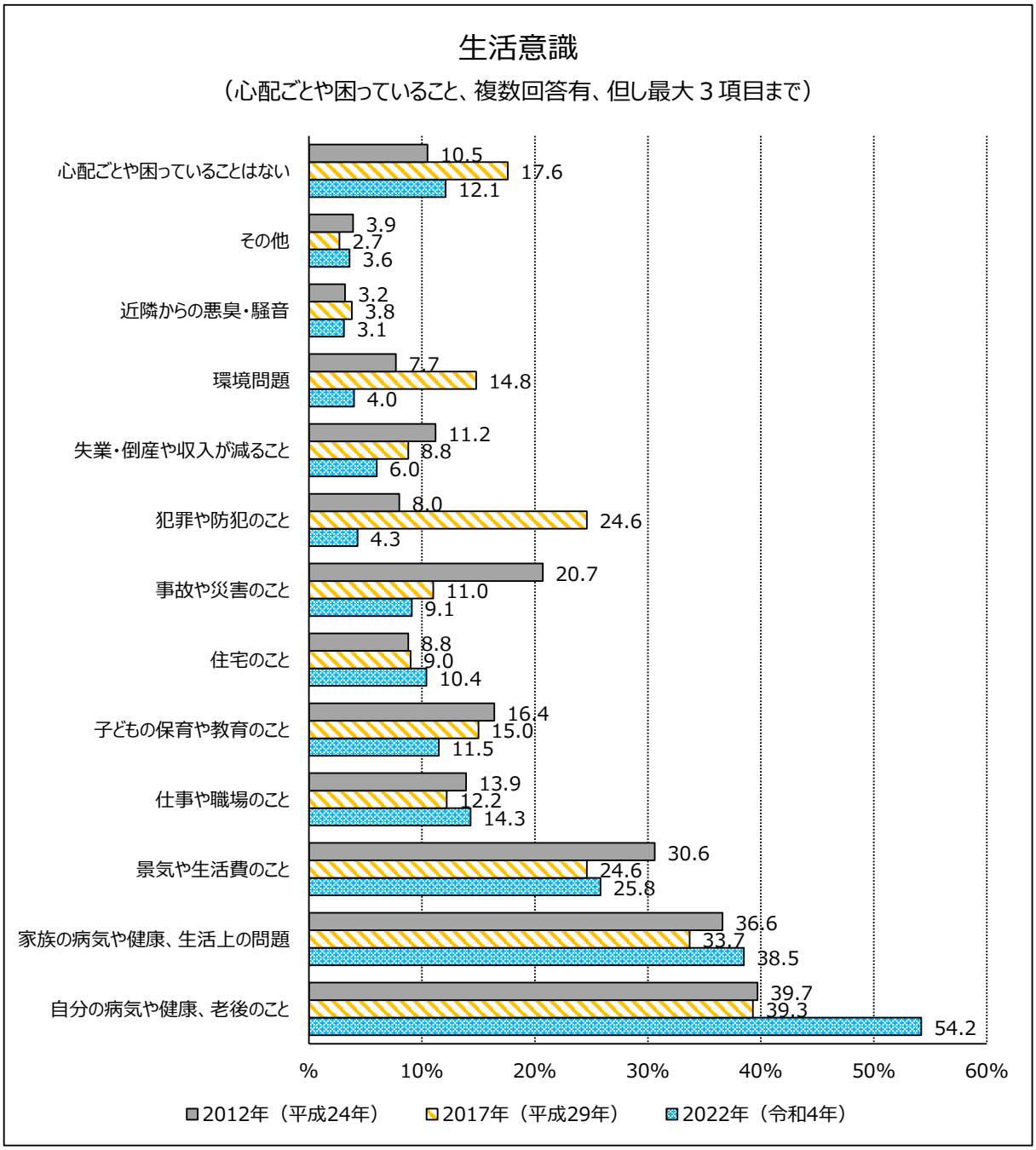
（出典：横浜市経済局　統計・調査資料、政府統計　労働力調査）

12　市民の生活に関する意識

心配ごとや困りごとについては、「自分の病気や健康、老後のこと」が最も多く、次いで「家族の病気や健康、生活上の問題」、「景気や生活費のこと」が上位3項目となっています。

コロナ前後（2017 年度と 2022 年度）で心配ごとや困っていることの回答比率が大きく変わった項目において、増加率が最も大きいものは、「自分の病気や健康、老後のこと」1.4 倍と回答の過半数以上となっています。

一方で、減少率が最も大きいものは、犯罪や防犯のことで 0.17 倍、その次が環境問題で 0.27 倍、失業・倒産や収入が減ることで 0.7 倍となっています。



（出典：横浜市市民意識調査）

第3章　生活困窮者自立支援制度が目指す目標の実現に向けた視点

1　制度が目指す目標

本制度においては、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を制度の目指す目標と定めています。

これは本制度が本人の内面からわき起こる意欲や思いを主役とし、自己選択、自己決定を基本に経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立も含めた本人の状態に応じた「自立」を支援していく内容であること、また、生活困窮者の早期把握や見守りなどの支援策の構築とともに、「社会とのつながり」の実現が不可欠であり、「相互に支え合う」地域の構築を目指していることに由来します。

この2つの目標の実現に向けては、行政、福祉保健関係機関だけではなく、地域における様々な主体と目標を共有し、連携していく必要があります。

なお、生活困窮者の自立と尊厳の確保に関連して、本市では、横浜市人権施策基本指針（令和4年3月改訂版）において「生活困窮者」を引き続き人権課題として位置づけ、人権尊重に向けた取組の推進を図っています。

2　目標実現のための視点

生活困窮者の自立支援に関する各種の取組を進めるうえで、国の動き等を踏まえて、本市では、次の3つの視点を念頭に置きながら、実施することとします。

視点1　包括的な相談支援の充実

困りごとのある人の相談を包括的に受け止め、課題に応じた必要な支援を行います。生活困窮者の多様で複合的な課題に対応し、制度の狭間に陥ることがないように、様々な窓口で相談を丸ごと（包括的に）受け止め、各関係機関や地域で活動する団体、個人との連携を図りながら、本人に寄り添い、課題解決に向けて支援します。

視点2　支援のためのチームづくり

個別支援の中で把握した課題を支援機関、関係機関と共有し、課題解決に向けた支援を展開していくためのチームづくりに取り組みます。切れ目のない一体的な支援を目指し、各機関の強みを生かしたチームアプローチができるよう、多様な関係機関や地域で活動する団体、個人と連携・協働します。

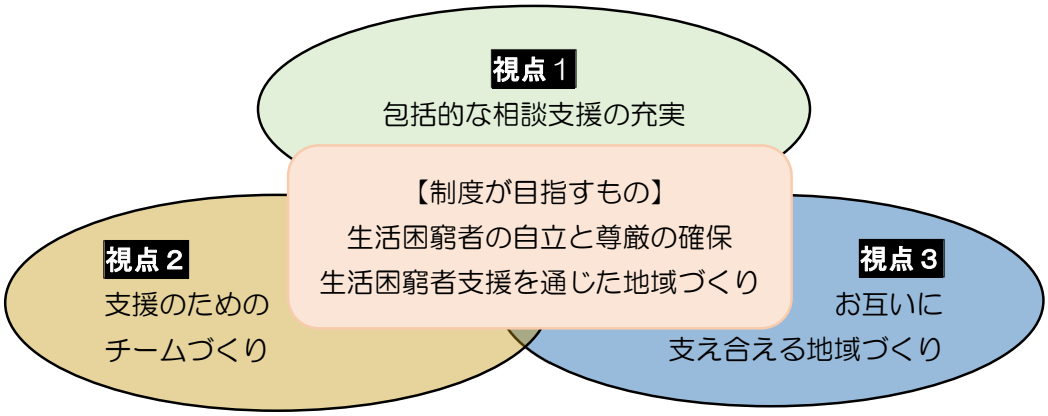
視点3　お互いに支え合える地域づくり

生活困窮者の早期発見、「多様」な自立の実現だけでなく、相互に支え合える地域づくりに必要な情報を関係機関や地域住民に向けて発信します。

社会参加や就労体験等の自立に向けてステップアップできる場が身近な地域に存

在するよう、多様な社会参加の場となりうる社会資源を地域の様々な主体と一緒に創設していきます。また、個別支援を通した地域課題の抽出を行い、生活困窮者の課題を地域の課題として共有していきます。

＜目標実現のための視点＞



3つの視点の関係性は上記の図に示すとおりです。

包括的に相談を受け止めながら、生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、課題を把握し、解決に向けた支援をしていく必要があります。

また、支援を実施していくにあたっては、真に困窮している人ほど「SOS」を発することが難しいことに鑑み、「待ちの姿勢」ではなく、早期に生活困窮者を把握していくこと、さらには、本人のペースに合わせ、「切れ目なく継続的」に支援していく姿勢も必要です。その際には、行政・関係機関・地域等との連携が欠かせません。関係者（チーム）が一体となり、課題解決に向けたプロセスを共有していくことが大切です。

3　目標実現に向けて市域で実施する内容

本制度においては、「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」及び地域の実情に見合った「分権的・創造的な支援（※）」が求められています。それらの支援を進めるため、下記の内容を実施していきます。

① 各区の地域特性、地域資源の活用状況や社会情勢等について各区に対し情報提供等を実施します。

② 本制度の対象者及び目指す方向性からも高度な倫理観と相談援助技術を備えた人材育成が必要です。そのため、目標実現のための視点を踏まえ、人材育成に向けた各種研修等を実施します。

③ 各庁内関係部局と連携し、生活困窮者自立支援方策について、関係会議等を通じて制度の理解及び周知等に向けた取組を進めます。

④ 上記の内容を実施するにあたり、生活困窮者自立支援方策が盛り込まれた第5期横

浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。

（※）「分権的・創造的な支援」
一律の支援メニューを提供するだけでなく、地域の実情や社会資源の充足状況等に合わせて、行政と様々な主体が協働し、支援体制を創造すること

4　第5期横浜市地域福祉保健計画における生活困窮者自立支援制度の位置づけ

令和6年3月に発行された第5期横浜市地域福祉保健計画では、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる『よこはま』をみんなでつくろう」という基本理念のもと、以下3つの目指す姿が掲げられ、第1章では本制度と連動した活用の必要性が明記されています。

目指す姿1　認め合い　～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～
目指す姿2　つながり　～気にかけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～
目指す姿3　ともに　～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

生活困窮者自立支援制度の基本理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、第4章の推進のための取組の「1身近な地域で支え合う仕組みづくり」に位置づけ、地域福祉保健計画の一部として推進していきます。

5　目標実現に向けて各区で実施する内容

政令指定都市である本市の場合、各種福祉保健サービスの提供や地域ニーズと地域特性に基づく取組の中心は区単位となります。そのため、各区の実情に応じて、庁内関係部局、関係機関、地域で活動する団体、個人等と本制度の理念を共有し、計画的に様々な取組を進め、個別支援の充実を図ることが求められています。

① 個別支援を展開する際、支援対象者のニーズに合わせ、庁内関係部局、関係機関、地域で活動する団体、個人等と協働していきます。
② 個別支援から把握できた課題に対し、積極的に地域資源を開拓するとともに、各区の実情に応じた事業化等も必要に応じて検討します。
③ 支援者の人材育成に取り組み、積極的に研修会や情報交換会を開催し、顔の見える関係づくりと支援者相互のサポート体制を構築します。
④ 第5期区地域福祉保健計画の策定・推進の過程において、「生活困窮者の早期発見につながる住民主体の見守り活動の推進」や「住民や関係機関との連携、協働による相談支援体制づくり」という生活困窮者自立支援に資する取組を、地域住民を含む地域全体の取組としていくよう働きかけを行います。

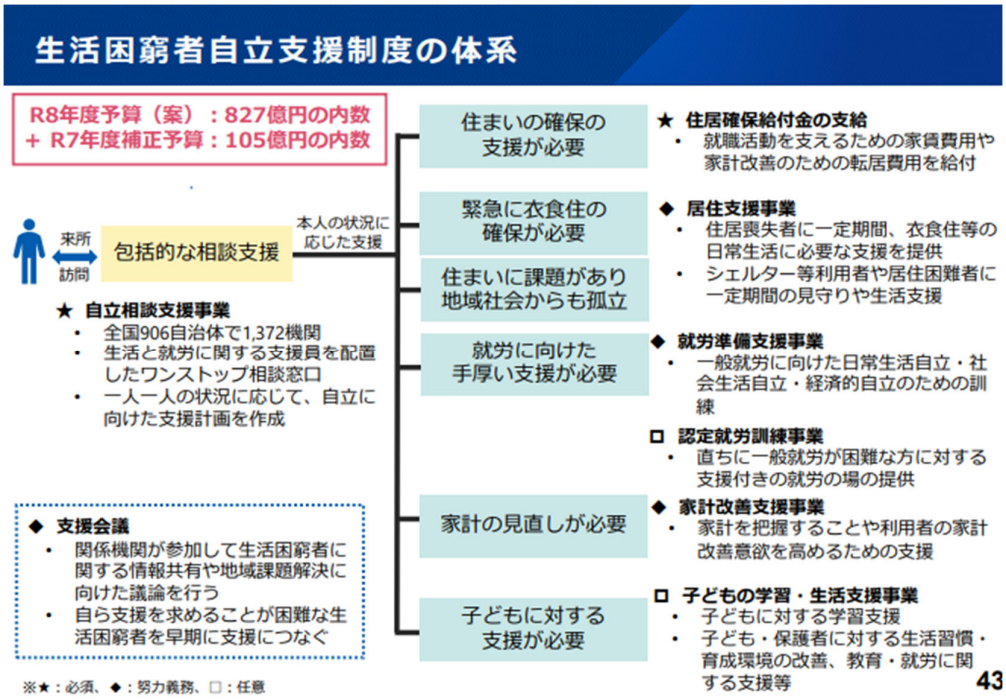
第4章　包括的な相談支援の充実

本章は、個別の相談支援（自立相談支援）を中心に、必要な支援を切れ目なく提供するための考え方と体制を示すものであり、関係機関連携（第5章）及び地域づくり（第6章）は個別支援の質を高める基盤として位置づけます。

本制度に位置づけられている各種事業等について紹介します。

本制度の目標の実現に向けた視点の一つ目が「包括的な相談支援の充実」であり、生活困窮者の経済的、社会的自立促進のためには、困りごとを包括的に受け止め、その困りごとに応じて、各種事業等を一体的に運用していく必要があります。

制度の概要は下図に示す通りです。



（出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課　生活困窮者自立支援室資料）

なお、令和 7 年 4 月施行の制度改正により、伴走支援の強化、多機関連携の明確化、地域づくりとの接続が一層重視されることから、本章の方針に基づき運用の質向上を図ります。

1 自立相談支援事業

（1） 事業概要

自立相談支援事業は、相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行う事業です。

制度の狭間に陥らないよう、相談者の悩みを幅広く受け止め、個々の課題に応じて、待ちの姿勢ではなく早期に、切れ目なく継続的な支援を行う事業です。

また、画一的な支援メニューへの当てはめではなく、地域の実情に応じて関係者とのネットワークを築くなど、地域における支援体制を構築しつつ個別支援を行う事業という側面もあります。

さらに、ジョブスポットと連携しながらきめ細かな就労支援を実施しています。

ア 個人への関わり

生活困窮者からの相談を包括的に受け止め、アセスメントを実施して本人の状態に応じた自立支援計画（以下「支援プラン」という。）を作成し、必要なサービスの提供につなげます。

経済面についての支援だけでなく、健康面や日常生活を送る上での課題、社会的なつながりの維持・確保にも配慮しつつ、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。

イ 地域への働きかけ

関係機関とのネットワークづくりや、地域の社会資源を活用した支援等を通じて、地域づくり推進します。

（2） 実施体制

本市において自立支援事業を実施している機関（自立相談支援機関）は以下のとおりです。

ア 区生活支援課（市内 18 区）【直営】

・主任相談支援員（社会福祉職）

・自立相談支援員（就労支援員を兼務）

イ 若者サポートステーション（3か所（内サテライト1か所））【委託】

ウ 横浜市生活自立支援施設 はまかぜ（市内1か所）【指定管理】

エ 寿福祉プラザ相談室【直営】（令和8年1月～）

オ 横浜市ひきこもり・若者総合相談センター【直営】（令和8年4月～）

（3）過年度実績

ア 18 区生活支援課

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規相談者数	4,238人	4,436人	4,793人	6,062人	6,907人	26,977人	16,804人	9,954人	8,174人	7,954人
相談延べ件数	5,984人	6,595人	7,196人	9,491人	11,006人	38,574人	23,682人	21,106人	10,458人	10,373人
支援申込者数	1,223人	1,433人	1,541人	1,842人	1,997人	16,583人	12,172人	2,841人	2,453人	2,518人
プラン作成件数	1,112件	1,541件	1,781件	2,001件	2,096件	13,558件	11,507件	3,684件	2,919件	3,098件
就労支援対象者数	727人	929人	949人	1,201人	1,429人	6,874人	5,562人	2,586人	1,932人	1,968人
就労・増収者数	458人	683人	755人	815人	877人	1,559人	3,048人	1,329人	1,136人	991人

イ 若者サポートステーション

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規相談者数	248人	181人	182人	131人	149人	221人	221人	302人	268人	231人
プラン作成件数	571件	529件	367件	292件	352件	468件	609件	741件	845件	772件
就労支援対象者数	568人	491人	334人	251人	306人	455人	583人	707人	831人	772人
就労・増収者数	158人	114人	77人	24人	47人	70人	130人	129人	194人	187人

ウ 横浜市生活自立支援施設 はまかぜ

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規相談者数	1,000人	863人	818人	824人	801人	577人	402人	386人	543人	618人
プラン作成件数	792件	855件	868件	792件	748件	483件	366件	358件	424件	594件
就労支援対象者数	318人	332人	311人	344人	347人	281人	191人	148人	222人	315人
就労・増収者数	103人	179人	147人	256人	235人	145人	101人	93人	97人	155人

※ プラン作成件数（延べ数）をベースとしているため、居住支援事業（シェルター事業）の実績（34 ページ）とは異なります。

＜参考＞横浜市における新規相談件数

新規相談者数	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
18区_生活支援課	6,062	6,907	26,977	16,804	9,954	8,174	7,954
若者ｻﾎﾟｰﾄｽﾃｰｼｮﾝ	131	149	221	221	302	268	231
はまかぜ	824	801	577	402	386	543	618
合計	7,017	7,857	27,775	17,427	10,642	8,985	8,803

コロナ禍

18 区生活支援課においては、令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、住居確保給付金（家賃補助）や、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の特例貸付の要件が緩和されたことで、新規相談者数が大幅に増加しました。その時期と比較すると現在は減少していますが、コロナ禍前である令和2年度と令和4年度を比べると、新規相談件数は約 1.2 倍、申込件数は約 1.3 倍となっており、相談件数は引き続き高水準で推移しています。

また、コロナ禍で顕在化した生活困窮者層の中には、平時から支援が必要であった可能性もあります。このため、早期に状況を把握し、必要な支援につなげる体制を恒常的に確保する

ことが求められます。制度の認知度向上や広報活動の強化、他機関との連携促進などを通じて、引き続き丁寧な対応に努めていく必要があります。

若者サポートステーションについては、雇用を取り巻く環境の変化などの影響を受けつつも、相談者数はこれまで概ね一定の範囲で推移しています。

一方で、近年は支援対象年齢が 39 歳から 49 歳へ拡大されたことに加え、不登校や中途退学、いじめ経験など、学校から社会への移行段階でつまずきを抱える若者が増えていることから、相談内容は多様化・複雑化しています。

こうした状況の中で、一度も就職経験がない若者や、長期間就労していない若者など、より支援を必要とする層にとって、若者サポートステーションは依然として重要な受け皿となっています。そのため、個々の状況に応じた丁寧な個別支援の質を一層高めていくことが求められています。

横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」については、全国的なホームレス数の減少傾向がみられるものの、コロナ禍の収束後、入所ニーズが増加に転じています。市内では生活困窮者に向けて早期の相談を呼びかけていますが、様々な背景で住居を失ってから相談、支援につながる方も少なくなく、引き続き施設としての受け皿が求められている状況です。

入所後の支援については、従来と同様に、入所者一人ひとりの状況に応じた丁寧な個別支援を行っており、支援プランの作成も着実に進められています。近年、就労、居住の確保、医療、家族関係など、課題の多様化・複雑化が進む中でも、これらに対応する支援体制を維持しています。

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 包括的な相談対応（インテーク）

・相談者の思いを聴き、ありのままを受け止めます。

・話の進め方に留意し、表面に現れた困りごとだけでなく、背景や置かれた状況の把握に努めます。

・必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）や他制度へのつなぎ直しを検討します。

イ アセスメントスキルの向上

・市内共通の「インテーク・アセスメントシート」を活用します。

・相談者が置かれている状況を把握・分析し、課題解決の方向性を探っていきます。

・相談者が抱える課題を共有し、信頼関係を構築します。

ウ 組織としての支援

・庁内にて事前協議を実施し、必要に応じて、生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく支援会議を活用し、関係機関との情報共有及び支援体制の確認を行い、支援方針を検討します。

エ 複数の関係機関と連携した、チーム支援の総合調整（第5章参照）

オ 地域への働きかけ（第6章参照）

・支援会議や既存の枠組み（地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等）を活用して、地域情報や地域課題の共有を図ります。
・幅広い対象者を早期に把握するための、制度周知やネットワークの構築を行います。
・生活困窮者の社会参加の場となるような地域資源の把握及び創設を検討します。

【実践例】主任プロジェクト（自立相談支援員チーム）による自立相談支援員研修の開催

18 区の主任相談支援員が主体となって困窮事業等の課題に取り組む主任プロジェクトが令和3年度に発足し、テーマ別にチームを組んで取り組んでいます。

自立相談支援員チームでは令和3年度に自立相談支援員向けにアンケートを実施し、社会資源に関する知識不足など個別支援に不安を抱えていることがわかりました。そこで、令和4年度より支援スキル向上を目的とした自立相談支援員向け研修を開催しています。

令和5年度は3区（栄・神奈川・磯子）から支援事例を発表し、グループで意見交換を行ったり、架空事例からアセスメント・プラン作成を実施したりと相談支援の一連の流れを再確認できるような実践的な研修を行いました。



【実践例】アウトリーチパートナー研修（栄区の取組）



誰もが地域の中で安心して生活できるよう、見守り・寄り添う人を「アウトリーチパートナー」と位置づけて、支援の理解者を増やす研修を様々な形で行っています。

平成30年度は栄区内全6か所の地域ケアプラザごとに手法を変え、既存のネットワーク連絡会の場の活用や、対象者を工夫するなど、地域の実情に合わせた内容とし、計8回の研修を企画しました。

民生委員・児童委員、自治会・町内会、ケアマネジャー等の支援者を対象に制度の趣旨をお伝えするほか、支援が必要な人へのアプローチについて学び考える内容です。

グループワークでは、日ごろの見守り活動の中で困窮している人を把握し、本人のペースに合わせて見守るコツ等の具体的な意見が出たり、見えづらい「生活困窮」を「我が事」として捉えることの大切さ等の発言が飛び交いました。

研修開催以降、研修参加者からの相談だけでなく、参加者の声かけによる生活困窮者からの相談も増えています。また相談から支援を申し込む割合も増えており、アウトリーチパートナーの力の大きさを実感しています。



【コラム】若者サポートステーション

若者サポートステーションでは、困難を抱える 15 歳から 49 歳までの若者及びその保護者を対象として、社会的・職業的自立に向けた総合支援、キャリアコンサルタント、公認心理師、精神保健福祉士などの専門家による個別相談、就労セミナー等を実施しています。

本市では、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」の委託団体に対して補助を行うとともに、生活困窮者自立制度の自立相談支援事業を委託することで、生活困窮状態にある若者の就労に対する支援のための相談窓口を開設しています。

2 住居確保給付金(家賃補助)

(1) 制度概要

離職、自営業の廃止(以下「離職等」という。)又は個人の責に帰すべき理由・都合 によらない就業機会等の減少(以下「やむを得ない休業等」という。)により離職や廃 業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)又は住居を喪失するおそれのある者(以下「住居喪失のおそれのある者」という。)に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居 及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

(2) 実施体制

区生活支援課(市内 18 区)【直営】

(3) 過年度実績

ア 住居確保給付金

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
相談件数	865	686	610	925	1,206	18,093	5,534	3,183	1,862	2,041
申請件数	122	95	73	106	138	5,394	1,527	806	368	280
初回支給決定件数	103	77	57	83	111	4,548	1,329	725	335	225

イ 自立相談支援事業における相談時の主訴

イ 自立相談支援事業における相談時の主訴

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
新規相談者数(再掲)	4,238人	4,436人	4,793人	6,062人	6,907人	26,977人	16,804人	9,954人	8,174人	7,954人
うち主訴が「住居」 注1)	659人 (15.5%)	483人 (10.9%)	389人 (8.1%)	571人 (9.4%)	859人 (12.4%)	11,597人 (43.0%)	3,651人 (21.7%)	2,161人 (21.7%)	708人 1,047人 (21.5%)	617人 972人 (20.0%)

注1)2023年度からそれまでの主訴「住居」が「住まいについて」と「家賃やローンの支払いのこと」などに別れた。2023年度上段は「住まいについて」の人数、下段は「家賃やローンの支払いのこと」の人数
なお2023年度の比率(%)は、「住まいについて」と「家賃やローンの支払いのこと」の和に対するもの

(4) 事業実施における基本的な考え方

ア 本人の状況に応じた適切な就労支援を行うことにより、期間内で安定した就労を開始し、生活の立て直しを図ります。

イ 国が示す自治体マニュアル等の関連資料を活用して適切に運用し、ノウハウの蓄積と共有を行います。

ウ 制度周知や広報を行うため、ハローワークと連携し、必要とする人に情報を届け、制度利用につなげます。

エ 住居確保給付金に該当しない場合も、公営住宅やセーフティネット住宅等の他制度の活用により、住まいの確保・維持に関する相談に対応します。

3 住居確保給付金(転居費用補助)(令和7年4月から開始)

(1) 制度概要

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行います。

(2) 実施体制

区生活支援課(市内 18 区)【直営】

(3) 事業実施における基本的な考え方

ア 家計改善事業の実施を通じて、家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる場合に、転居費用の補助を行います。

イ 転居費用補助の支給にあたっては、国が示す自治体マニュアル等の関連資料等を活用し、適正な審査・運用を行うとともに、事例の蓄積と共有を通じて制度運用の質の向上を図ります。

ウ 制度の周知・広報にあたっては、地域の関係機関等と連携し、転居を必要とする生活困窮者に対して制度の情報を的確に届け、円滑な利用につなげます。

エ 住居確保給付金による転居費用補助の対象とならない場合でも、公営住宅の入居支援やセーフティネット住宅等の他制度の活用を促し、住まいの確保・維持に関する相談に対応します。

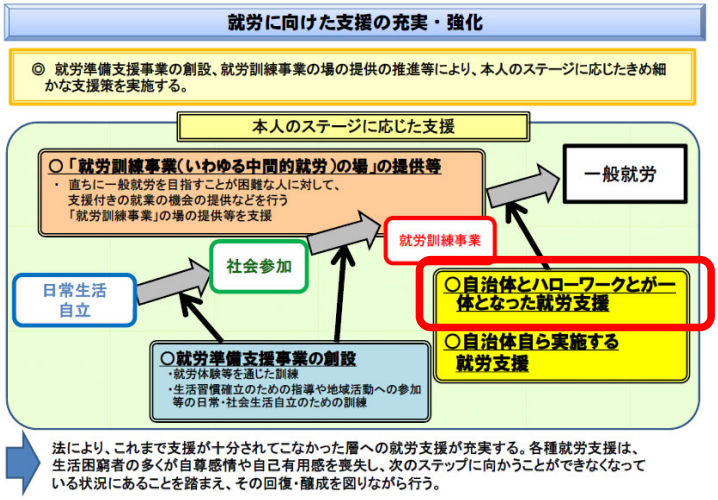
4 生活保護受給者等就労自立促進事業（ジョブスポット）

（1） 制度概要

生活保護受給者等（※）を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う窓口（以下、「ジョブスポット」という。）です。

本市では、平成 25 年2月に神奈川労働局と協定を締結し、平成 25 年4月に鶴見区、中区、瀬谷区での開設を皮切りに、平成 28 年3月までに全 18 区役所にジョブスポットの設置が完了しました。またジョブスポットと区生活支援課の連携によるきめ細かな就労支援を行った結果として、高い就職率につながっています。

※生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等



（2） 実施体制

ジョブスポット（市内 18 区役所に設置）

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
新規利用登録者	696人	1,001人	1,037人	1,256人	1,423人	2,424人	2,497人	2,026人	1,920人	1,977人
就労者	392人	639人	679人	800人	868人	1,144人	1,451人	1,190人	1,190人	1,223人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 自立相談支援機関の支援員は、ジョブスポットへの同行支援などを実施し、ジョブスポットと連携しながら、就職・増収実現に向けて具体的かつ専門的な支援を行います。

イ ジョブスポットの就職支援ナビゲーターは、求人情報の提供、履歴書作成の助言、面接対策など、求職活動に必要な専門的指導を行います。

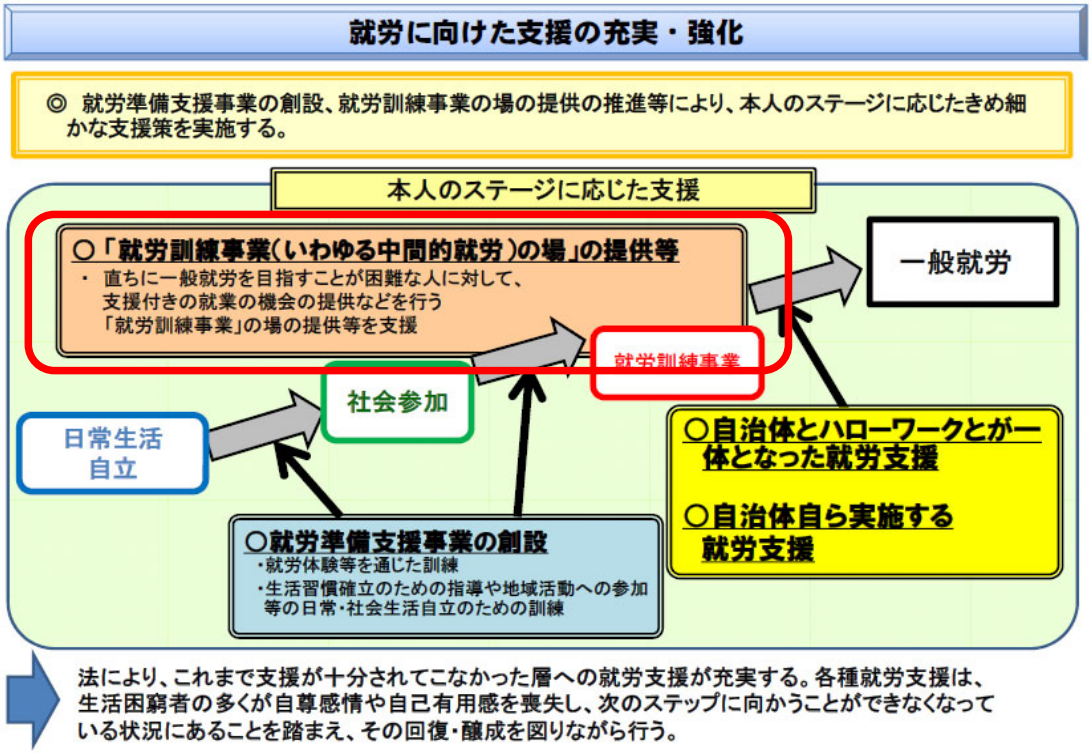
ウ 自立相談支援機関とジョブスポットの就職支援ナビゲーターの間で、互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

5 認定生活困窮者就労訓練事業

（1） 事業概要

働いていない期間が長かった、仕事が長続きしないなど、何らかの課題により一般就労に結びつきにくい人を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている事業です。



（出典：厚生労働省の資料を一部加工）

（2） 実施体制

本市の認定を受けた事業所による自主事業

なお、本市では、「横浜市就労訓練事業支援センター（※30ページコラム参照）」を設置し、利用対象者と事業所及び自立相談支援機関との連絡調整や、訓練の受け入れ先となる事業所に対する助言及び情報提供等を行っています。

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和2年度）	2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）
就労訓練利用者数	1人	16人	29人	31人	26人	21人	12人	9人	11人	12人
認定事業所数	5事業所	37事業所	61事業所	72事業所	79事業所	78事業所	79事業所	78事業所	79事業所	79事業所

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 様々な業種の事業所から協力が得られるよう、事業の周知・啓発を実施します。

イ 就労に向けた社会参加を目指すことで、利用者（本人）の確かな自立につなげます。

ウ 自立相談支援機関と就労訓練事業支援センター及び受入先となる事業所との間でアセスメント結果や進捗状況などを共有し、一体的な支援を行います。

【コラム】横浜市就労訓練事業支援センター（委託にて実施）

横浜市就労訓練事業支援センターは、区生活支援課からの就労訓練事業に関する利用相談の他、以下のような業務を担当し、就労訓練事業の円滑な運用を行うために設置しています。

主な役割

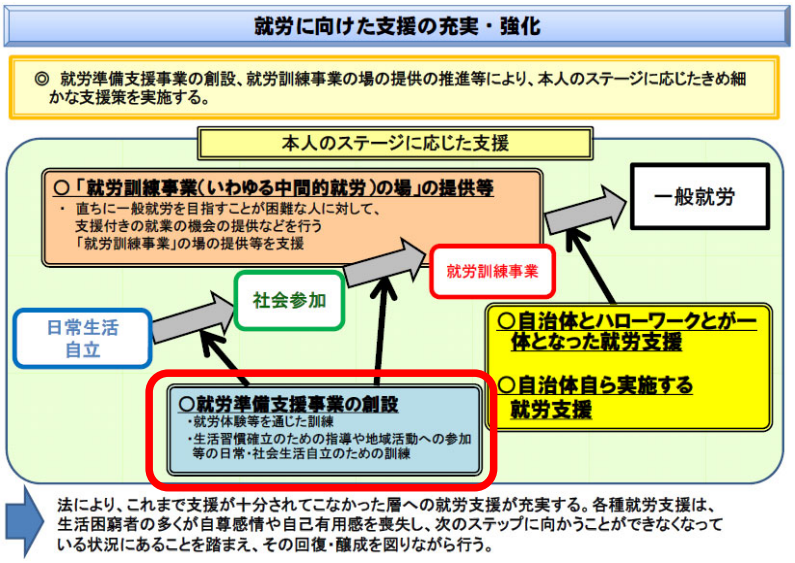
① 就労訓練事業の申し込み後の連絡調整
② 利用対象者（本人）と事業所の利用調整
③ 事業利用開始後の事業所支援
④ 事業所の就労支援プログラムの作成支援
⑤ 利用対象者（本人）と事業所及び自立相談支援機関との連絡調整
⑥ その他就労訓練事業に関わる事業所支援

6 就労準備支援事業

（1） 事業概要

就労経験が乏しい人や、長期の無業状態にある人など直ちに求職活動を始めることが困難な人に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。

具体的には、事前講座（※1）や職場実習（※2）などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行います。



（※1）事前講座
身だしなみ、清掃、調理、金銭管理など、実習を行うにあたり必要なスキルの習得。（1日2時間程度、週1～2回、約1か月間）

（※2）職場実習
店舗バックヤード、配送センター、デイサービス等での現場実習活動などの社会参加・就労の体験。（1クール3か月。最長4クール（1年）まで延長可）

（出典：厚生労働省の資料を一部加工）

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】18 区一括で事業者を選定

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
事業申込者数	8人	8人	10人	21人	16人	9人	26人	18人	19人	20人
職場実習参加者数（延べ人数）	－	64人	66人	114人	78人	68人	118人	141人	165人	119人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 自立相談支援機関と委託事業者の間で、互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

イ 本事業による支援を通じてもなお、一般就労が難しい人に対しては、認定就労訓練事業や障害者就労支援施策など、他の社会参加の方法を検討する場合もあります。

7 家計改善支援事業

（1） 事業概要

家計収支の均衡が取れていない、あるいは多重債務を抱えるなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。

主な支援内容は以下のとおりです。

ア 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）

イ 滞納（税金、保険料、家賃、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

ウ 債務整理に関する支援

エ 修学資金等の捻出に向けた支援

オ 貸付に関する支援

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】※18 区一括で事業者を選定

（3） 過年度実績

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
事業利用者数	280人	500人	633人	724人	741人	550人	535人	524人	699人	740人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 収支の見える化による課題把握を行います。

イ 本人の家計管理意欲を高める働きかけを行います。

ウ 自立相談支援員と家計改善支援員の間で互いの支援状況を共有し、一体的な支援を行います。

エ 税や国民健康保険料等の納付が自立に向けたプロセスであることを意識しながら、税務課や保険年金課の納付相談窓口と事業に必要な範囲で情報共有を行うなど連携を図ります。

オ 家計の現状把握と将来に向けた大まかな出費を明らかにすることで、増収に向けた動機づけや支出の削減に向けた意識づけを図ります。

8 自立生活安定化事業（居住支援事業（地域居住支援事業））（令和7年4月から開始）

（1） 事業概要

生活困窮者自立支援法における住居確保給付金の転居費用の支給が見込まれる者・支給決定者等、その他、区福祉保健センター生活支援課が支援する生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業対象者のうち、区福祉保健センター長が必要と認める者に対して、転居先となる居宅の確保や入退去時の各種契約手続等に関して相談・助言し、転居後に地域での安定した生活が継続できるよう支援を図り、自立を助長することを目的として支援を実施します

ア 転居支援

・賃貸物件の情報収集・紹介、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整
・賃貸借契約に必要となる保証会社及び緊急連絡先の確保にかかる支援
・本人確認書類等の確保や携帯電話の購入支援、銀行口座の作成支援
・引越し業者の手配や家財道具購入等、入居時にかかる支援
・住所変更等手続きの支援
・転居前の現住居に関する各種手続きや水光熱費の切り替え手続き、残置物処理に関する各種手続き等の必要な退去にかかる支援
・その他転居に必要な支援

イ 自立安定化支援

・ゴミ出し等日常生活ルールを身につけるための支援
・転居に係る家賃、光熱水費等の支払いの確認、見守り、助言
・居宅訪問、電話等による転居後の生活状況の確認及び相談支援
・自治会、不動産業者、家主等との連絡調整
・区役所や地域ケアプラザ等、地域の関係機関との連携調整
・その他地域での自立した生活の定着に必要な支援

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】※18 区一括で事業者を選定

（3） 事業実施における基本的な考え方

ア 主任（自立）相談支援員は対象者を選定し、対象者に本事業の内容の説明を行い、支援利用の希望を確認する。
イ 転居に伴う課題だけでなく、転居後にどのような生活を送りたいと考えているかについても丁寧に聴取する。
ウ 支援を必要とする理由や目的、事業者との役割分担等を明らかにし、支援プランを作成し、支援を行う。

9 居住支援事業(シェルター事業)

（1） 事業概要

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供を行う事業です。本市では、横浜市生活自立支援施設　はまかぜを設置して実施しています。(※35 ページコラム参照)

衣食住の提供とともに、はまかぜの利用者に特化した自立相談支援事業を、居住支援事業(シェルター事業)と一体的に実施しており、生活支援・就労支援などを通じて、安定した生活が送れるように支援を行います。支援にあたっては、区の生活支援課とアセスメント結果を共有し、支援プランについて協議及び確認を行います。

（2） 実施体制

横浜市生活自立支援施設　はまかぜ【指定管理】

（3） 過年度実績

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
事業利用者数	847人	669人	740人	714人	661人	454人	334人	318人	455人	462人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 個別支援

・入所者の状況は多様化しているため、丁寧なアセスメントと課題の把握を行い、個々の状況に応じた支援を実施していきます。

・経済的な困窮の解消(＝「生活手段」と「居所」の確保)だけでなく、社会的な孤立の解消(＝退所後の安定した生活の確保)を意識した支援を実施していきます。

イ アウトリーチ

・市内を巡回し、ホームレス状態の長期化・高齢化に対応した支援を実施していきます。また、ホームレス状態にある生活困窮者のみならず、様々な事情から居住に困難を抱えており、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある層への支援を行っていきます。

・施設退所後の安定した生活の確保のための定着支援を行います。

ウ 地域との関わり

・関係機関や民間団体と連携し、必要とされる社会資源の把握、創設に努め、退所後の身近な地域における支援機関等とのつながりの確保を目指します。

【コラム】横浜市生活自立支援施設　はまかぜ

　これまで、本市のホームレス対策については、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた事業として、「ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）」、「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」、「ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）」等を実施してきました。

　これらの事業については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、同法に規定される必須事業の「自立相談支援事業」と任意事業の「一時生活支援事業」に枠組みが移行し、平成 27 年 4 月からは生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することになりました。

　また、従前は対象者を「都市、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場として日常生活を営んでいる者」、つまり、目に見えるホームレスの方を対象としておりましたが、本法（生活困窮者自立支援法）の施行に伴い、終夜営業店舗等で寝泊まりをしている方や広く居住の不安を抱えている方も対象となりました。

　本法（生活困窮者自立支援法）の施行に伴い、本市では、従前よりホームレス支援の中核を担ってきた自立支援センターの名称を「横浜市ホームレス自立支援センターはまかぜ」より「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」に改め、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施する施設型の自立相談支援機関として、ホームレスの方を含む生活困窮者支援を推進しています。

　様々な課題を抱える方々に寄り添いながら、入所された方が再度路上生活に戻ることのないように支援を行っています。

※令和6年の改正により、「一時生活支援事業」の名称が「居住支援事業（シェルター事業）」に変更。

10 寄り添い型学習支援事業

（1） 事業概要

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活が送れることを目的に高等学校等への進学に向けた支援（※1）及び進学後の高校中退防止に向けた支援（※2）を行う事業です。

※1 高等学校等への進学に向けた支援

・高校受験のための学習支援

・学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ

・基礎的な内容の学び直し

※2 高校中退防止に向けた支援

・高等学校等へ進学した子どもの相談先・居場所の提供等による精神的なサポートを通じた定着支援

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】※区ごとに事業者を選定

（3） 過年度実績（中高生）

	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）	2024年度（令和６年度）
登録者数（累計）	627人	890人	1,165人	1,272人	1,321人	1,311人	1,119人	1,029人	1,075人	1,196人

（4） 事業実施における基本的な考え方

ア 一人ひとりの生徒の習熟度にあわせた個別指導を基本とします。

イ 学校やこども家庭支援課等との連携を図り、情報共有の仕組みづくりを行うなど、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、区ごとの課題に応じた工夫をしていきます。

ウ 事業への参加を通じて、その世帯の生活課題等を把握した場合、課題に応じて適切な支援機関につなげるよう、委託事業者との連携を進めます。

エ 身近なロールモデルとなる大学生ボランティアとの関わりや居場所としての機能を通じて、子ども達の精神的な成長につなげていきます。

11 アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業（令和4年 10 月から開始）

（1） 事業概要

社会的孤立状態にある生活困窮者の方に対し、支援機関がチームを組み積極的な働きかけ（アウトリーチ等による支援）を行うことで、社会的孤立状態の解消等によりその方の自立に繋げることを目的とした事業です。訪問支援、関係機関との連携、地域での見守り活動、広報活動等を通じて、支援の網を広げ、つながり続ける支援体制の構築を図ります。

（2） 実施体制

区生活支援課（市内 18 区）【委託】

知的障害・高次脳機能障害を支援対象としている 19 か所の事業所の自立生活アシスタントを本事業のアウトリーチ支援員と位置付けて実施

（3） 事業実施における基本的な考え方

ア 月に 1 回程度、各区の生活困窮者支援担当が主催し、アウトリーチ支援員等の関係機関と個別支援セーフティネット会議を実施します。

イ 支援対象者の発見・アセスメント・継続支援の各段階において、アウトリーチを活用します。

ウ 区の生活困窮者支援担当とアウトリーチ支援員で対象者の支援における役割分担を行い、チームアプローチを行います。

エ 地域との協働により、孤立の防止と「つながり続ける支援」の実現を目指します。

第5章　支援のためのチームづくり

本制度の目標の実現に向けた視点の二つ目が「支援のためのチームづくり」です。本市では庁内各課及び庁外関係機関との連携を生活困窮者の「把握に向けた連携」と「包括的な支援に向けた連携」に整理して、支援のためのチームづくりを進めてきました。

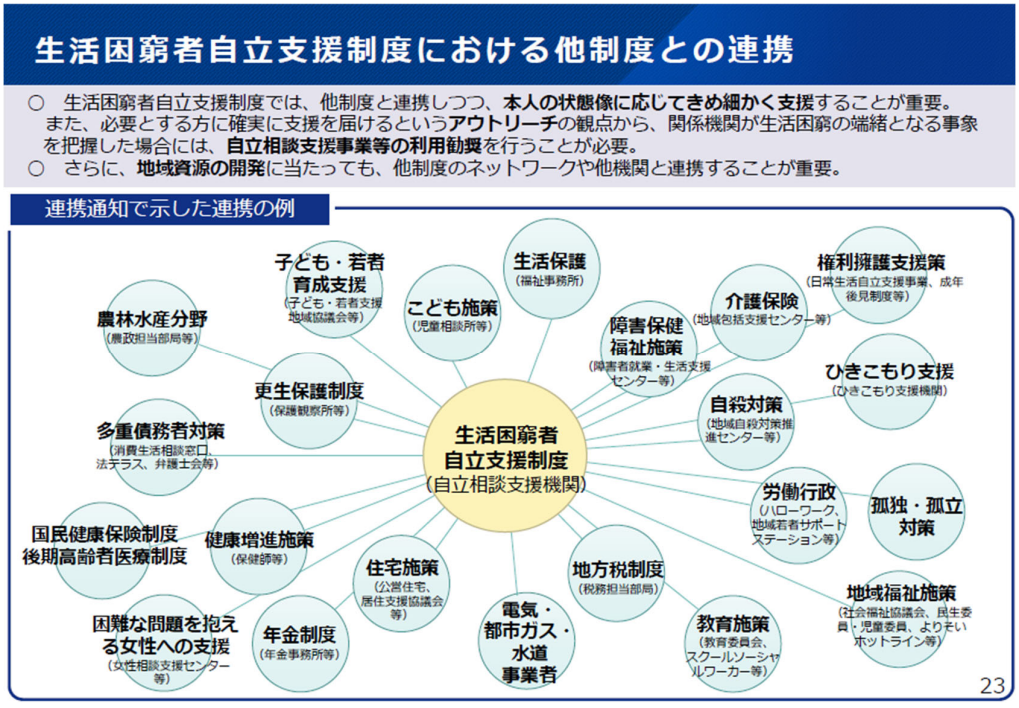
1　生活困窮者の把握に向けた連携

本市では区役所に自立相談支援事業の窓口を設けることにより、同じ庁舎内にある税・国民健康保険料等の納付窓口等と連携して支援が必要な対象者を早期に把握することが期待できます。

さらに本市には、子ども・子育て支援、高齢者支援、障害者支援及び青少年支援等、福祉保健に関する分野別の相談支援機関等の豊富な社会資源があるという強みがあります。一方で、各分野の支援対象にならない「制度の狭間」の問題や、介護や障害等の課題が顕在化する手前の状況で、どこに相談したらよいか分からず、地域社会からも孤立してしまう場合があります。

そこで、関係各課・機関との連携を強化することで、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげるよう取組を実施します。

⇒　本法第8条第2項では、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとされています。



（出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課　生活困窮者自立支援室資料）

2 生活困窮者への包括的な支援に向けた連携

複合的な課題のある人（世帯）を適切に支援するために、就労支援や家計改善支援等の本法に基づく各種支援を効果的に運用することが重要です。一方、病気や年齢等の事情から、これらの支援メニューだけでは、課題解決が難しい場合があります。

そこで、福祉保健に関する各分野の支援機関や、雇用や居住に関わる相談・支援機関等と分野を超えて、連携して対応することが必要になります。

連携構築のためには、幅広い相談者のニーズに応じた支援事例の蓄積に加えて、専門職によるケースカンファレンスや各分野の様々な会議（地域ケア会議や障害者地域自立支援協議会等）を通じた日頃からの支援者間の顔の見える関係づくりが重要です。

いろいろな分野の現場で活躍している専門の支援者が知恵を出し合いながら協力できる状態を目指して、支援のためのチームづくりに取り組んでいきます。

3 具体的な取組事項

（1） 公租公課（※）部門との連携による生活困窮者の早期把握

本制度の開始に先立ち、全庁プロジェクト会議を立ち上げ、庁内各課が連携して相談者を自立相談支援事業につなぐための仕組みづくりを行ってきました。

特に、公租公課の徴収部門との連携に関しては、モデル事業を実施していた中区保護課（当時）・税務課・保険年金課、財政局徴収対策課、健康福祉局保険年金課・保護課（当時）をメンバーとして区局庁内連携ワーキングを開催し、相互の業務理解に向けた話し合いを重ね、庁内連携における基本的な考え方等を共有しました。

実際の窓口業務へ同席するなどして徴収部門の業務理解を深め、平成 27 年4月に「庁内連携マニュアル（税・保険年金部門）」を策定し、さらに平成 28 年3月には情報共有の手順等をまとめた「横浜市生活困窮者自立支援における区関係課の連携及び情報共有に関する事務取扱要綱」を制定しました。

本制度の開始に伴い構築された連携関係を維持・強化していくことが重要であり、そのためには、①当該マニュアルの有効活用、②相互研修の実施による業務理解の促進、③税務課・保険年金課等の窓口への本制度チラシの配架、④相談者を自立相談支援事業に適切に案内するための連絡票の活用等が有効です。

（※）公租公課…国や地方公共団体により、公の目的のために賦課徴収される金銭負担の総称のこと

公租：国税や地方税などの租税を指し、地方税には住民税などが含まれる

公課：健康保険料や社会保険料等の租税以外の分担金を指す

【コラム】庁内連携へ向けての取組

各区役所の生活支援課生活困窮者支援担当と税務課・保険年金課等の徴収部門の担当が、お互いの業務や支援の視点などを知り、日頃の業務に活かせるようにすることを目的といて、令和４年度から毎年、財政局・健康福祉局で協働して「庁内連携研修」を開催しています！区税務課（滞納整理担当）・区保険年金課（滞納整理担当）、区生活支援課（生活保護・生活困窮者自立支援担当）に参加を呼びかけ各区３課から、毎年約７０名～９０名の方が参加し、各々の制度説明を相互に聞き、グループワークでは実際の区役所においてどのように徴収部門と生活支援部門が連携していくかを話しあっています。

実務者間で共有している「庁内連携マニュアル」は庁内連携のルールを定めたものとして平成２７年４月に３課合同で作成されました。具体的な支援段階での個人情報の共有など一定のルールを定めたこのマニュアルは実際の実務における内容に即せるよう随時改定していっています。



（2）庁内各課及び関係機関との事例検討等を通じた関係づくり

庁内各課及び庁外関係機関の職員等と一緒に事例検討や勉強会を実施することにより、相互の業務を理解し、支援の幅を広げることにつなげます。

【参考】事例検討及び勉強会の例

・障害者雇用の制度理解を深める勉強会【区高齢・障害支援課（障害者支援担当）】

・障害年金申請の制度理解を深める勉強会【区保険年金課（国民年金担当）】

・生活に課題を抱えたまま生活保護廃止が見込まれる場合に、スムーズに生活困窮者自立支援制度による支援につなぐための事例検討【区生活支援課（生活保護担当）】

【コラム】鶴見区暮らしの相談支援者ネットワーク

鶴見区暮らしの相談支援者ネットワークは、経済的困難を抱えた人、制度の狭間で困っている人、孤立しがちな人たちに対して、専門職同士が連携によって一緒に考え支えることを目指して、平成 27 年に発足しました。事務局は、区社会福祉協議会・地域ケアプラザ・医療機関・区役所の代表が協働して担っています。年に 2 回、「お金がない人をどう支えるか」をテーマに、事例を基に制度を紹介しながら研修を継続してきました。対象は、区内行政各部署、地域ケアプラザ職員、地域のケアマネジャー、医療機関、その他地域の支援機関の職員です。「貧困」はお金のことだけを指すのではありません。『えん（お金の「円」と繋がりの「縁」）がない』ことで、解決困難な課題を抱えることが多いことを踏まえ、支援者が気づきの視点を持ち、支援者間のネットワークを活用して支援の輪を広げられるよう取り組んでいます。



（3） 生活保護制度との一体的な運用

本市では各区役所の生活支援課に相談窓口を設けることにより、生活保護制度による支援との間で切れ目のない継続的な支援を行うことを目指しています。

本制度の相談者の中で、「要保護状態と見込まれる場合」や「支援途中で要保護状態となった場合」については、速やかに生活保護制度担当と情報を共有し、生活保護につなぎます。

逆に、生活保護を廃止する場合の手続きの中で、①本人が廃止後の相談支援を希望している、または②本人の支援希望はないが廃止にあたり、ケースワーカーとして気がかりなことがある等の場合に原則として本人の同意を得たうえで、アセスメント結果や支援のポイント等の情報を本制度担当者に提供する仕組みの定着を図ります。

（4） 支援調整会議を活用したチームづくり

支援のためのチームづくりを進めるための手法として、支援調整会議の開催があります。国の手引きにおいて、「支援調整会議」の役割は、①支援プランの適切性の協議 ②支援提供者による支援プランの共有 ③支援プランの終結時等の評価④社会資源の状況の把握と創出に向けた検討の4つの役割を果たすものとしています。

支援プラン案を作成した段階で、支援対象者（本人）と自立相談支援員に加え、家計改善支援員・ジョブスポットの就職支援ナビゲーター等の関係者が集まり、課題解決及び目標の実現に向けて支援プランは適切であるかどうかや、関係者の役割分担等を確認します。

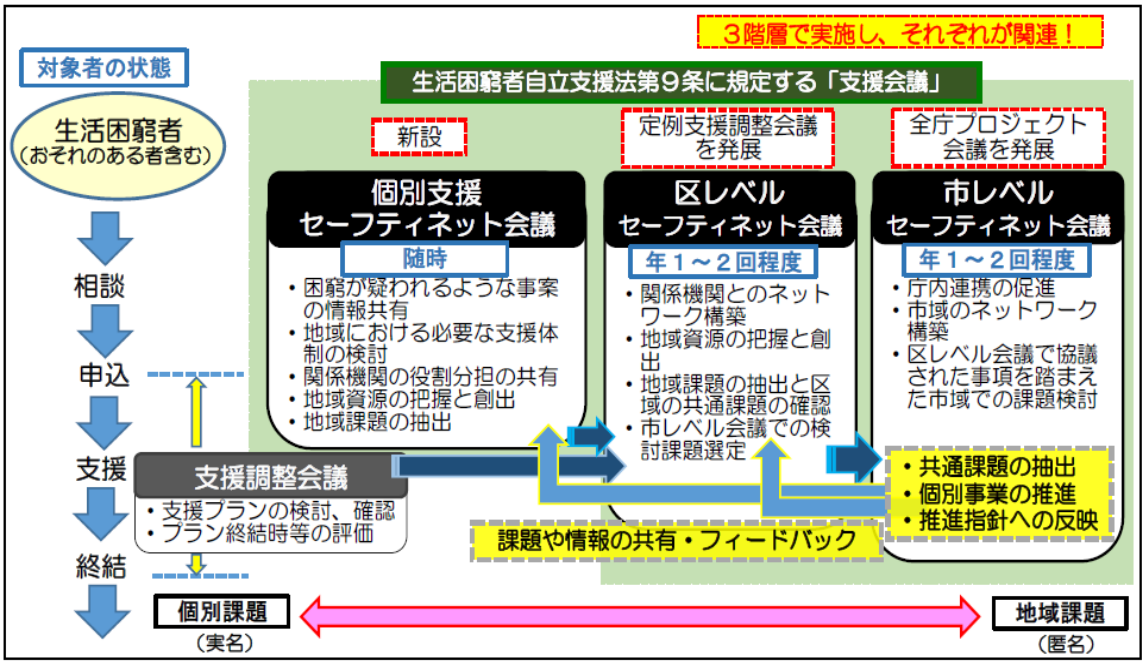
さらに、支援プラン期間の終期において、支援の経過と成果を評価し、支援プランに基づく支援を終結するかどうかの検討を行っています。

（5） 横浜市生活困窮者セーフティネット会議

平成 30 年 10 月の本法改正に伴い、生活困窮者に対する支援に関する情報交換や支援体制に関する検討を行うための会議体「支援会議」の設置が制度化され、横浜市においては、この会議を「横浜市生活困窮者セーフティネット会議」として位置づけ、3階層に分けて実施しています。

また、会議の構成員に対する守秘義務（※）を設けることで、本人の同意がなくとも、関係機関が把握している個々の事案の情報共有が可能となり、世帯全体としての生活困窮の状態把握等が進みます。深刻な状況にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い人への早期かつ適切な支援につなげることができます。

（※）税務課・保険年金課の職員には、地方税法第 22 条で「秘密漏えいに関する罪」が規定され、本法及び地方自治法よりも強い守秘義務が課されています。そのため「支援会議」においても、税務課及び保険年金課が保有する情報は、本人から徴取した同意書の範囲内でしか共有することはできません。



■横浜市生活困窮者セーフティネット会議の各階層の目的

会議名	目的
個別支援 セーフティネット会議	（1）困窮が疑われるような事案の情報共有 （2）地域における必要な支援体制の検討 （3）関係機関の役割分担の共有 （4）地域資源の把握と創出 （5）地域課題の抽出
区レベル セーフティネット会議	（1）関係機関とのネットワーク構築 （2）地域資源の把握と創出 （3）地域課題の抽出と区域の共通課題の確認 （4）市レベル会議での検討課題選定
市レベル セーフティネット会議	（1）庁内連携の促進 （2）市域のネットワーク構築 （3）区レベル会議で協議された事項を踏まえた市域での課題検討

【コラム】区レベルセーフティネット会議

他分野も含めた関係機関への制度周知やネットワーク構築を目的に開催する「連絡会方式」と、「支援調整会議」等で把握した課題や支援するうえでの課題をもとにテーマ設定し、関係機関等と検討を行う「事例検討方式」を組み合わせながら、各区が趣向を凝らして実施しています。



▲会議の様子（連絡会方式）

●内容について



▲「寸劇」による説明の様子

「連絡会方式」では、制度概要や実績を紹介するとともに、支援メニューを分かりやすく説明するため、寸劇を取り入れて紹介する手法や「ジョブスポット」見学などを行う場合もあります。また「事例検討方式」では、「KITYメソッド」を活用したやり方や「ワールドカフェ方式」によるグループディスカッションを用いるなど、各区が工夫しながら実施しています。

（6） 住まいの確保に関する支援

多様な相談を包括的に受け止める中で、家賃負担が家計を圧迫している方、連帯保証人や緊急連絡先の確保が難しく賃貸住宅への転居が困難な方など、住まいの確保に関する課題を抱える相談者を把握する場合があります。

住まいは安定した生活の基盤であるため、困窮状態からの自立に向けては、長期的・継続的な住まいの確保に向けた支援が必要となります。

平成 29 年 10 月には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）が施行され、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などを対象とした「セーフティネット住宅」の登録制度が開始されました。その後、平成 30 年 9 月からは家賃補助付きセーフティネット住宅制度が実施され、低額所得者が入居する住宅に対して家賃や家賃債務保証料の補助が行われています。

横浜市では、同年 10 月には、本市、不動産関連団体、社会福祉法人等の居住支援団体で構成する「横浜市居住支援協議会」が設立され、孤立死等の課題に対する具体的な取組が検討されるなど、地域での居住支援体制の整備が進められてきました。

その後も国においては、住宅確保要配慮者の入居を促進するための制度の強化が図られ、令和 7 年 10 月施行の法改正では、居住サポート住宅の創設や家賃債務保証業者の認定制度、居住支援法人による残置物処理の推進など、福祉と住宅の連携を一層進める仕組みが整備されています。

こうした流れを踏まえ、令和 7 年 4 月施行の生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援機関が居住支援を行うことが制度上明記され、住まい相談支援が新たに位置づけられました。

これにより、住まいの確保に困難を抱える相談者に対しては、入居前の不安や住宅探し、入居後の不安定な状況などについて、居住支援協議会をはじめとする関係機関と連携しながら、相談支援を着実に進めていくことが求められています。

（7） 無料低額診療事業との連携

無料低額診療とは、医療を必要とする方が、経済的な理由によって医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業（第2種社会福祉事業）です。

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、医療機関が任意で実施する事業であり、実施医療機関によって受け入れ体制や減免規程が異なることから、利用にあたっては注意が必要です。

実施医療機関の協力のもと、無料低額診療が円滑に利用できるよう、連絡票を活用して情報共有を進めています。

（8） フードバンク・フードドライブ活動との連携

フードバンクやフードドライブとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減と同時に生活に困っている人への支援や地域の支え合い活動等への食料資源の有効活用を目的とした取組です。

経済的理由から緊急に食品が必要な人が、安定した生活や自立した生活に戻るための一助として、また継続的な支援につなげるための手段として、必要に応じて食料支援団体や区社会福祉協議会との協働による支援を行います。

（9） ひきこもり状態にある人への対応

本市では、横浜市ひきこもり・若者総合相談センターと連携し、相談・支援等の対応を行っています。

従来、ひきこもりの当事者は子ども・若者と捉えられてきましたが、近年は中高年も含む事象とされています。特に、80 代の親の年金等で 50 代の子の生活を支える「いわゆる 8050 問題」が社会的課題になっています。

ひきこもりの原因・背景はいじめや失職をはじめ、疾病等様々であり、個々人の状況に寄り添った対応が求められます。中高年に限らず、ひきこもりはその状態にある本人とその家族が社会から孤立してしまうことを防ぐことが重要であり、地域の身近な機関で対応できるよう、生活支援課と高齢・障害支援課等、区福祉保健センター各課が連携して対応する必要があります。その際、アセスメントや家族支援に関するノウハウを有するひきこもり・若者総合相談センター、こころの健康相談センターとの間で情報共有や助言を求めるなどの連携も重要となります。

（10） 自殺対策施策との連携

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な「生きる支援」を展開することが重要です。

令和6年における横浜市の自殺者数は 520 人で、そのうち、原因に「経済・生活問題」を含む人の割合は 23.3%に及びます（出典「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省作成）。自殺の危険性が高い人は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある人もいると考えられます。逆に、生活困窮状態にある又は生活困窮に至る可能性のある人が、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられます。

したがって、本法に基づく支援と自殺対策とが、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要です。

自殺の危険性が高いと考えられる人が、自立相談支援機関に相談した場合、自立相談支援機関は、高齢・障害支援課の精神保健福祉担当や必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要があります。このため、内閣府自殺対策推進室（現・厚生労働省）が作成した、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用動画」を積極的に活用すること等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要です。

第6章　お互いに支え合える地域づくり

本法の基本理念として、生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅、その他の生活困窮者の支援に関する業務を行う関係機関や民間団体との緊密な連携、その他必要な支援体制の整備に配慮して行わなければならないこととされています。

本市では、法の基本理念で掲げている支援体制の整備に向けて、「お互いに支え合える地域づくり」という視点から、地域の様々な主体と連携・協働しながら取組を進めていきます。

横浜市地域福祉保健計画では、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる『よこはま』をみんなでつくろう」という基本理念のもと、高齢者、障害者、子ども・子育て、健康づくり等、様々な分野の取組が連携しながら地域づくりを進めています。

本指針においても、こうした理念や方向性との連動を図りながら、生活困窮者支援を通じて把握された課題を地域課題として共有し、地域福祉の推進に資する取組として位置づけることで、より実効性のある地域づくりを進めていきます。

1　基本的な考え方

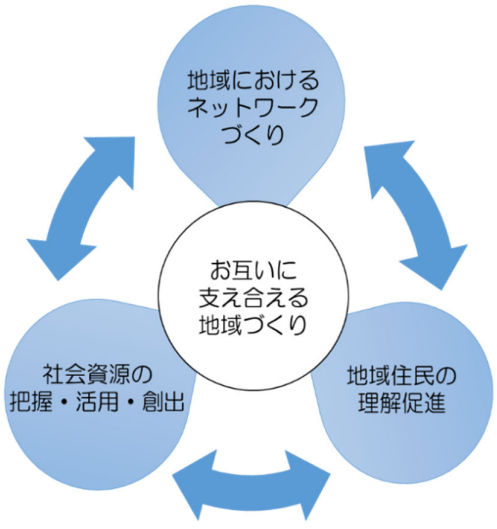
本市では、自立相談支援事業を直営で実施することで、生活困窮者支援に関して、個別の相談支援を通じて把握した課題を地域課題として発信し、幅広い関係者と協働しながら、地域づくりまで一体的に取り組めることが大きな強みです。

地域福祉保健計画をはじめとして、お互いに支え合える地域づくりに向けた取組はすでに存在しています。こうした既存の取組によるネットワークと連動しつつ、「生活困窮者への支援を通じたネットワーク」を相互につなげるような、地域づくりに取り組むことが重要です。

なお、生活困窮者支援における地域づくりにおいては「地域におけるネットワークづくり」、「社会資源の把握・活用・創出」、「地域住民の理解促進」という3つの取組が重要です。それぞれがお互いに作用しながら、取組を進めることで、お互いに支え合える地域づくりが進みます。

さらに、地域づくりを推進する体制として、「地区別支援チーム」等の枠組みを活用し、生活困窮者支援の視点を地域福祉の推進に反映させることが重要です。生活支援課がこれらの推進体制に参画することで、

【３つの取組イメージ図】



庁内外の関係者と課題を共有し、協働による地域課題の解決を図ることが可能となります。

（1） 地域におけるネットワークづくり

「第5章　支援のためのチームづくり」において述べたとおり、庁内各課及び庁外関係機関との連携について「把握に向けた連携」と「包括的な支援に向けた連携」の2つの観点から取組を進めています。民間団体や地域住民主体の活動等との連携により「地域におけるネットワークづくり」においても同様の観点から取組を進めていきます。

ア　気づきのためのネットワークづくり

生活に困っている人を早期に、必要な相談支援につなぐためには、身近な人が困りごとを抱えている人に早期に「気づき」、「支援につなげる」ことが最も効果的であり、相談窓口の周知や、身近な人の変化に気づき、支援機関や支援者等につなげていく重要性について、幅広く理解を進めていくことが必要です。

そのため、自立相談支援機関だけでなく、関係機関と連携し、地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するためのネットワークづくりを進めています。

イ　支援のためのネットワークづくり

多様で複合的な課題のある生活困窮者を包括的に支援するためには、幅広いニーズへの対応力が求められますが、自立相談支援機関だけでの対応には限界があります。そこで、第5章で述べたような様々な支援機関だけでなく、民間団体や住民主体の見守り活動や居場所づくり等と連携した「支援のためのネットワーク」を構築することが不可欠です。また、生活困窮者支援を担う人材を養成するため、地域の関係機関が共に学びあう、支援者同士の交流も重要です。

本市においては、分野ごと（地域ケア会議、障害者地域自立支援協議会、子育て支援ネットワーク等）、区域（区地域福祉保健計画策定・推進検討会等）やテーマ別（防災に関する会議等）に様々な「支援のネットワーク」が存在しています。

独自にネットワークを構築するだけでなく、既存のネットワークとつながり、一緒に取組を進めるなど様々な方法を検討します。

（2） 社会資源の把握・活用・創出

生活困窮者支援に関する社会資源としては、福祉の関係機関のみならず、保健、雇用、教育、金融、住宅、企業など様々なものが存在しています。そのため、個々の相談者のニーズに応じた社会資源を活用できるよう、日頃から地域における社会資源を把握しておくことが必要です。

さらに、相談者のニーズに合った社会資源が不足する場合には、関係機関が協働し

社会資源の創出を検討していくことも求められます。生活困窮者支援に関する会議等を活用し、個々の課題やニーズから浮き彫りとなっている地域課題に着目し、幅広い関係者と共通認識を持ちながら対応策を検討していく姿勢が求められます。社会資源の創出とは、新たな取組や場をつくり出すことのみを指すのではなく、例えば高齢者向けに実施しているサロンの対象を子どもや障害者にも拡大する等、他の社会資源との連携・協力や既存の事業を見直すこと等も含まれます。

一人のニーズの背景には、同様のニーズを抱えた多くの人が存在しているということ、また社会資源（サービス）が創出されることで、ニーズが顕在化することもあります。

（3） 地域住民への理解促進

生活困窮者の自立支援に関して、チラシやポスター、PR カード、インターネット等の様々な媒体を活用して情報発信を行い、生活に困りごとを抱える人への理解と関わりを促進し、地域の総合的な支援体制・ネットワークの強化を図ります。

また、本市には地域ケアプラザや地域活動ホーム、生活支援センター、地域子育て支援拠点など、多くの相談機関が地域に存在しています。生活困窮者の課題の背景には、失業、介護、障害、育児不安など様々な事情があるため、そのような課題に向き合い、支援している関係機関と連携して地域住民への理解を進めることが効果的です。区役所各課や地域ケアプラザをはじめとする関係機関の広報活動において、生活困窮者支援に関する内容を盛り込むことなどを積極的に働きかけていきます。

さらに、分野横断的な広報活動に取り組む一方で、特定の対象者に向けてターゲットを絞る広報を実施することで、効果的・効率的に周知を進めることもできます。（例：学校を通じた福祉的支援の必要な子どもに対する生活支援事業や学習支援事業の周知等）

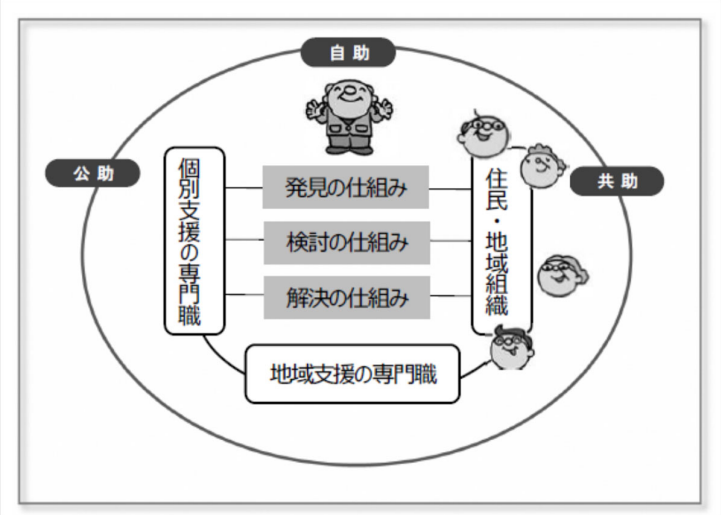
【コラム】身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業

横浜市社会福祉協議会、市内 18 区社会福祉協議会では、平成 25 年度から「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（以下「身近事業」という。）」に取り組んでいます。

身近事業は、社会的に孤立し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない人を同じ地域で暮らす住民の「気づき」を生かして早期に発見し、必要に応じて専門職による支援につなげ、地域住民とともに、地域の中でその人らしい「居場所」と「役割」を見出して、暮らしていけるようにすることを目的とした取組です。一人ひとりの個別課題に向き合い、地域と共に解決に取り組みながら、地域全体も良くなっていくことを目指しています。

個々のニーズに対して個々のボランティアや制度で対応する、いわゆる「個別支援」と、地域の活動団体の立ち上げ、運営支援等、いわゆる「地域支援」の融合に向けての取組でもあります。制度では対応できない個別ニーズを地域に投げかけ、地域住民が自らの地域課題として受け止め、対応策を地域と専門職とが一緒に考える取組を通じて、個の困りごとに気づき、支援できる地域をつくっていく、地域支援のアプローチ方法です。

個別課題の発見・解決という個々の対応（入口）だけではなく、地域課題の側面から捉えて地域活動の充実・事業化・施策化（出口）により解決していく仕組みがなければ、専門職も地域も行き詰まってしまいます。身近事業では、困りごとの入口と出口が連動して機能するよう、一体的に取り組んでいます。



2 具体的な取組について

生活困窮者自立支援の観点から取り組むべき「お互いに支え合える地域づくり」について、ポイントとなる基本的な考え方を踏まえたうえで、本市では次のような取組を推進していきます。

（1） 就労支援を通じた関係機関との連携

生活困窮者への就労支援、また就労支援の一環で取り組んでいる就労先の開拓は、「地域経済の振興」や「観光振興」、「商店街の活性化」等といった分野（施策）との出会い、連携のきっかけとなります。

また、就労準備支援事業や就労訓練事業等の実施に伴う職場実習や就労体験機会の提供により、企業や事業所などが「社会資源」になるだけでなく、生活困窮者への理解が広がることも期待できます。

一方で、就職先での人間関係になじめず、本人の自立意欲が失われる場合も考えられるため、職場の理解は重要となります。「就労」という行為が自己肯定感や社会生活の向上、地域関係の改善・再構築につなげることができるよう、就職先となる企業や事業所も支援の輪を構成する一員であるということを理解してもらうことが重要です。

（2） 社会参加の場づくり

「就労」だけが社会参加の場ではありません。社会とのつながりがなく、孤立している人の中には、体力やコミュニケーションスキル等に課題があり、就労に向けた支援が必ずしも本人にとってなじまないことがあります。

このような場合、本人の思いを受け止め、地域の中で役割を見出すことができる「社会参加の場や機会」を提供することが有効であり、これが「日常生活自立」、「社会的自立」につながります。

また、すでに就労している人でも、仕事以外でのつながりが少ないなど、孤立の防止や居場所の確保は重要な課題となっています。

日ごろから、地域のネットワークを生かし、「参加と交流の場」となるような社会資源を把握しておくことが重要であると共に、必要に応じて、居場所づくり、社会参加の機会などを生み出していくことも必要です。

さらに、地域のサロンをはじめとする「参加と交流の場」において、困りごとを抱える人を把握し、支援機関につなげていくことも「お互いに支え合える地域づくり」の重要な視点です。

（3） 区地域福祉保健計画及び地区別計画と連動した地域の取組との連携

区生活支援課において、生活保護法に基づく支援業務と、本法における支援を一体的に実施していることは、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めていくうえでの大きな

強みとなります。生活保護受給者も含む生活困窮者が抱える個々の困りごとを本人に寄り添いながら支援していくことは、地域の中で潜在化しがちな地域課題を発掘、顕在化することにつながります。

例えば、家計がうまく回せず、困窮状態に陥った人の相談の中に近隣スーパーの閉店を起因とした「買い物難民」という背景が隠れていたり、「特殊詐欺」や「悪質・詐欺的な訪問販売」等の被害の背景に、地域社会から孤立している事実が把握できたりすることもあります。

このようにして個別の生活困窮者への支援を通じて浮き彫りとなった課題については、地域福祉保健計画地区別計画の策定・推進を支援する「地区別支援チーム」等と共有していくことが社会資源の創出を含む、地域づくりには重要です。

生活支援課が地区別支援チーム等に参加することで、生活困窮者への支援を通じて把握した課題を、チームメンバー（庁内他課、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等）と共有することができます。逆に、他のメンバーが把握している地域情報や地域の課題を把握し、一緒に課題解決に向けて取組を進めることにもつながります。チームへの参加が難しい場合でも、区の事務局である区事業企画担当と情報を共有するなどし、生活支援課が把握している課題を提示することで、他のメンバーからの情報を把握することも可能です。

地区別支援チームと協働して（一員として）、地域課題を解決していくうえでは、生活困窮者支援を通じて構築したネットワークを活用し、企業や団体、NPO 法人等の協力を得ていくことも考えられます。

地域福祉保健計画地区別計画には地域住民の視点に立った地域課題が数多く示されています。そうした中で、生活困窮者への支援を通じて把握した課題を地域の方々にも身近な課題として認識してもらうことは「地域住民への理解促進」にもつながります。

本制度による支援から把握した課題を地域住民自身が地域の課題として捉えることにより、関係機関だけでなく、地域住民による近隣の助け合い等と連動した課題解決につながります。お互いに支え合える地域づくりを進めるために、困りごとを抱える人の早期発見や住民理解の促進等の必要性を地域に伝え、地区別計画等の取組として推進できるような働きかけや支援が大切です。

【実践例】～羽沢プロジェクトを通じて～（神奈川区の取組）

『助けられ上手なまち羽沢　助け上手なまち羽沢』を目指して、「孤立している人をどのように地域や支援につないでいくか」をメインテーマとして、平成 26 年度から神奈川区の羽沢地区において活動が開始された『羽沢プロジェクト』は、第3期神奈川区地域福祉保健計画地区別計画における羽沢地区の計画にも位置づけられています。

羽沢プロジェクトでは、社会的孤立状態にある人に着目し、地域の成り立ちを調べたり、訪問によりどのような住民層が孤立状態にあるのかを把握するといった取組を行いました。調査により把握した、地域との接点がない人とのつながりをつくるきっかけの場になればと、「あおぞら昼食会」や「星空ビアガーデン」などのイベントを行っており、毎回多くの住民が参加し、新たなつながりもできています。また、地区にある事業所との連携も進めており、イベントの運営協力や施設利用者の参加だけではなく、地域とのつながりがない人をボランティアとして受け入れることによる社会参加の場づくりも行っています。

実際に、10 年以上ひきこもりだった人が本制度につながり、羽沢プロジェクトのボランティア活動を経て自分の居場所を見つけた事例も出てきています。

地域の中で生活に課題を抱え、支援が必要な人たちを丸ごと受け止める意識をつくっていくことが解決に繋がる確実な一歩となっており、「生活困窮」も含めた「つながりづくり」「役割づくり」「居場所づくり」が行われています。



【実践例】地域支援チーム（金沢区の取組）

金沢区では、庁内各課責任職による「地区担当」と地域福祉保健計画推進のための「地区支援チーム」を統合し、区内 14 地区連合ごとに『地域支援チーム』を設置しています。事務局は、地域力推進担当・事業企画担当・地域包括ケア推進担当・生活困窮者支援担当・区社会福祉協議会の5者で担っており、各チームにも参加しています。



チームは、リーダー（区課長級）が中心となって、区役所（総務部及び福祉保健センター）、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会が連携しながら、地域課題の解決に向けて取組を進めています。生活支援係の職員もチームの一員になっており、チーム会議等を通じてメンバー同士が顔を合わせ、各自が持つ地域情報の共有等を行っています。

（4）地域ネットワーク構築支援事業

「お互いに支え合える地域づくり」に向けては、平成 30 年度に「地域ネットワーク構築支援事業」を緑区、栄区でモデル実施し、現在は 18 区全域で展開しています。

この事業では、生活に困窮し、支援を必要とする人を早期に把握するための「気づきのネットワーク」づくりや自立した生活を地域で支えるための「支援のネットワーク」づくりを、地域ケアプラザをはじめとした地域の関係機関等と連携して実施しています。

生活困窮者自立支援制度では「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を基本理念として掲げており、横浜市地域福祉保健計画においても、これら生活困窮者自立支援施策が本計画の一部として位置付けられています。

事業開始当初は、主に地域ケアプラザと連携することで地域課題を把握し、その課題に沿った事業を展開してきましたが、現在は地域ケアプラザに留まらず、区社会福祉協議会やユースプラザなど多様な関係機関と協力することで、横浜型「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に取り組んでいます。

【令和6年度地域ネットワーク構築支援事業】

区名	事業名	実施内容
鶴見区	生麦お便利帳の作成（情報更新）と関係機関への情報共有事業	■その他（支援者情報ツールの作成）
	ひきこもり支援ネットワーク強化事業（糸口探しの会）	■研修（支援者向け） ■その他（スーパーバイズ）
	生活困窮者自立支援事業の地域普及啓発事業（潮田交流プラザ・ゆうづるネットワーク構築事業）	■交流会 ■連携推進会議 ■その他 （イベントによる制度啓発）
	社会的孤立の解消に向けた地域ネットワーク事業	■講演会（支援者向け）
神奈川区	神奈川区民まつりを通じた広報啓発及び連携事業	■その他（制度普及啓発）
	ひきこもり支援ネットワーク強化事業（糸口探しの会）	■研修（支援者向け） ■その他（スーパーバイズ）
	しのはらケアアカデミー 「テーマ：超高齢化社会とひきこもり（8050問題）」の開催	■研修（市民向け）
西区	子育て世代向け家計講座	■講演会（市民向け）
	西区地域センター会議主催「みんなの相談窓口」	■研修（支援者向け） ■啓発ツール等作成
中区	家計見直しきっかけシート作成	■啓発ツール等作成
南区	気づきのネットワークにつなげるパネル展	■啓発ツール等作成
	永田みなみ台地区地域ネットワーク構築支援事業	■研修（市民向け・支援者向け） ■相談会
	睦地域ケアプラザを拠点とした生活困窮者支援を通じた地域づくり	■その他（七五三イベント）
	横浜総合高校地域連携事業「横総生にオファーです！」	■その他（高校生への啓発）
港南区	自殺対策や8050 問題等の社会的孤立への支援に関する気づきのネットワークづくり	■その他（展示やリーフレットの配架）
	オンライン相談の実施～区役所への相談をもっと身近に！～	■相談会
	ちょっとしたボランティア活動 ～地域デビューをアシストします！～	■その他（社会参加の支援）
保土ケ谷区	ひきこもり支援ネットワーク強化事業	■研修（支援者向け）
	「ささえあいフードドライブ」において困窮者支援相談ブース設置	■説明会
	生活困窮者自立支援制度ファイルを使用した啓発活動について	■啓発ツール等作成

区名	事業名	実施内容
旭区	ひきこもり支援事例検討会	■研修（支援者向け）
	左近山地域ケアプラザにおいての出張相談会	■相談会
	旭区自殺対策プロジェクトパネル展での制度の周知啓発活動	■相談会
	旭区八幡神社における七五三イベント	■その他（地域でのイベント）
磯子区	水道局洋光台水道事務所との連携事業	■研修（支援者向け）
	ゲートキーパー＆アウトリーチパートナー研修（親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点）	■研修（支援者向け）
金沢区	水道局洋光台水道事務所との連携事業	■研修（支援者向け）
	地区民生委員・児童委員協議会との連携	■研修（支援者向け）
港北区	しのはらケアマネアカデミー 「テーマ：超高齢化社会とひきこもり（8050問題）」の開催	■研修（市民向け）
	地域住民への制度周知・普及啓発	■研修（市民向け）
	ひきこもり支援ネットワーク強化事業（糸口さがしの会）	■研修（支援者向け） ■その他（スーパーバイズ）
緑区	小学5年生に向けたお金の大切さを学ぶ家計講座の開催	■研修（市民向け）
	支援者向けのひきこもり勉強会の開催	■研修（支援者向け）
青葉区	こどもの居場所ボランティア養成講座	■研修（市民向け）
	生活困窮者自立支援制度の制度周知ポスター制作	■啓発ルール等作成
都筑区	小中学生向け家計講座「お金と仲良くなろう」の開催	■研修（市民向け）
	DE＆I FESTIVAl（多文化共生イベント）での制度啓発	■啓発ツール等作成 ■その他（イベントでの市民向け制度啓発）
	「親なき後に備える！お金との使い方」講座の開催	■研修（市民向け）
	障害者のご家族向け茶話会「親なき後に備える家計管理について」の開催	■研修（市民向け・支援者向け）
戸塚区	市立戸塚高校（全日制）教員向け研修の実施	■研修（市民向け）
	市立戸塚高校定時制との連携	■研修（市民向け、支援者向け）
	「大正食品配布会」での相談ブースの設置	■相談会 ■交流会
	関係機関との連携強化に向けての取り組み	■講演会（支援者向け）
	男女共同参画センター横浜との連携	■研修（市民向け）（支援者向け）
栄区	タッチ―くんスタンプ作成について	■啓発ツール等作成
	社協主催のフードパントリー会場での相談ブース設置とレシピ作成	■相談会
	豊田地区七五三イベントの開催	■交流会
	地域活動支援センターegao への絆創膏ケースデザイン依頼	■啓発ツール等作成
泉区	当事者に学ぶひきこもり支援のヒント	■講演会（支援者向け）
	包括レベル地域ケア会議	■研修（支援者向け）
	困窮制度啓発用マグネット作成	■啓発ツール等作成
瀬谷区	阿久和ケアマネジャー研修	■研修（支援者向け）
	ケアマネジャーと民生委員との交流会「8050について考えてみよう」	■研修（支援者向け） ■交流会
	シニアライフ講座「知って得する！～高齢期の家計の見直し～」	■研修（市民向け）

3 業務推進の流れと評価の視点

第5期横浜市地域福祉保健計画（2024～2028）では、生活困窮者自立支援制度が「第 4 章 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり（4）生活困窮者支援を通じた地域づくり」の一環として位置づけられています。制度の取組が地域づくりに資するものとして明記されており、アウトカム指標も設定されていることから、制度の成果を可視化し、地域における支援の質を高めるための評価の視点が示されています。

このような計画との整合性を踏まえ、本指針では制度運用の目的、活動、成果の関係性を整理し、業務推進の流れを明確にすることで、実践と評価の一体的な運用を目指します。

生活困窮者自立支援制度の目的は、「地域で孤立することなく、誰もが安心して暮らせる社会の実現」であり、その達成に向けて、地域住民や支援機関・関係機関との連携による支援活動が展開されます。具体的には、見守り活動や相談支援、ネットワーク構築、情報発信、人材育成などの取組を通じて、困りごとを抱えた人が支援につながる機会を増やし、支援者がひとりで抱え込まずに対応できる体制の整備を目指します。

これらの活動の成果は、相談件数や地域会議の開催数、支援者間の連携回数、地域主体の取組数などの指標をもとに評価され、制度運用の改善や地域づくりの推進に活かされます。

おわりに

生活困窮者の自立と尊厳の確保に向けた個別支援の充実を図るためには、支援の過程や結果を通じて、「何ができて、何ができていないか」を振り返り、その後の支援に生かすことが重要です。そのために、個々の支援プランの適切性や終結の判断に際しては、「支援調整会議」を実施し、組織としての対応力を高め、支援の質の向上に努めます。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく支援は、複合的な課題を抱えた相談者の悩みに寄り添い、従来は制度の狭間に陥りがちであった課題に応じてオーダーメイドの支援を組み立てる必要があります。

そのように支援の幅を広げるためには、本指針の第4章(「包括的な相談支援の充実」)に記載のある生活困窮者自立支援法に基づく支援だけでなく、第5章(「支援のためのチームづくり」)で取り上げた様々な関係機関との連携や第6章(「お互いに支え合える地域づくり」)で取り上げたような幅広い主体との協働など、その活動は多岐にわたります。連携、協働の取組は属人的な部分に負うところが少なくありませんが、一度築いた関係性が人事異動等で後戻りするといったことがないよう、自立相談支援機関が組織として連携・協働による相談支援体制を築くことが重要です。

そこで、年度ごとに市及び各区において、「生活困窮者自立支援制度に関する実施方針・事業計画」を作成し、日常的な支援の振り返りに加え、本制度の取組状況を総括的に振り返り、次年度の事業計画に反映させることとします。

以上のように、個別支援と支援のためのチームづくり、お互いに支え合える地域づくりの視点も含めてPDCAサイクルを循環させ、実効性のある制度運営につなげていきます。

■改訂履歴

改訂	改訂内容
平成 31 年3月版	初版
令和元年7月版	一部修正
令和8年3月版	令和6年生活困窮者自立支援法改正(令和7年4月施行)及び第5期横浜市地域福祉保健計画の内容を反映

横浜市健康福祉局生活支援課
TEL：045-671-2429　FAX:045-664-0403
E-mail：kf-seikatsushien@city.yokohama.lg.jp